

官報号外

平成二十一年七月一日

○第七十五回 参議院会議録第三十四号

平成二十一年七月一日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十四号

平成二十一年七月一日

午前十時開議

第一 平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書

第二 平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

第三 平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

第四 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法

第五 保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

第六 工エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石工エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第八 青少年総合対策推進法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。
日程第一 平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書

西悟君。 まず、委員長の報告を求めます。決算委員長家

[審査報告書は本号末尾に掲載]

〔家西悟君登壇、拍手〕

○家西悟君 ただいま議題となりました平成十九年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

平成十九年度決算外二件につきましては、昨年十一月二十六日の本会議において財務大臣より概要の報告がありましたので、その内容については省略させていただきます。

委員会におきましては、国会が議決した予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうかを審査し、あわせて、政府施策の全般について広く国民的視野から実績評価を行い、その結果を将来の予算編成及びその執行に反映させるべきであるとの観点に立つて審査を行つてまいりました。

まず、本件決算外二件の概要説明を聴取した後、内閣総理大臣を始め全閣僚出席の下での全般質疑のほか、全七回に及ぶ省庁別の審査など、合計十一回の審査を行いました。

主な質疑内容として、かんぽの宿等の施設の譲渡等手続、地方自治体における不正経理、ITシステムの利用伸び悩み、各特別会計に滞留する多額の剩余金・積立金、公益法人の内部留保の見直し、委託費の不適切な執行などが取り上げられたほか、行財政全般にわたる議論が交わされました

が、その詳細は会議録によつて御承知願います。六月二十九日、質疑を終局し、委員長より、本件決算審査を踏まえ、内閣に対する警告案及び九項目の内閣に対し措置を要求する決議案を提出いたしました。

政府は、今後、テレビ会議装置の整備費を原則補助の対象としないこととしているが、運用中の装置について引き続き利用が低調なものについては、補助金の返還も含めて厳しく指導改善を図るべきである。また、この種

内閣に對し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

一、平成十九年度決算検査報告において、依然多く見られ、指摘件数九百六十七件、指摘金額千二百五十三億六千万円と件数、金額ともに過去最悪となつてゐることに加え、過去に指摘を受けた不当事項のうち是正措置が未済となつてゐるもののが四百六十五件、百三十一億八千万円に上つてゐることは、遺憾である。

政府は、こうした事態を重く受け止め、会計規律の厳正な保持や検査結果を踏まえた事務事業の徹底した見直しによつて不当事案の再発防止に努めるとともに、適切な債権管理を行ふなど過去に指摘を受けた不当事案の是正に向けて、より厳正に対処すべきである。

二、地域インターネット基盤施設整備事業等により整備したテレビ会議装置について、平成十三年度決算検査報告において低調な利用状況を改善するよう指摘されたにもかかわらず、その後も全般的に利用状況が極めて低調で事業目的が達成されていなかつたことは、遺憾である。

政府は、今後、テレビ会議装置の整備費を原則補助の対象としないこととしているが、運用中の装置について引き続き利用が低調なものについては、補助金の返還も含めて厳しく指導改善を図るべきである。また、この種

査を厳格に行うとともに、交付後の利用実績を隨時把握するなどして、補助金の効果の発現、有効活用が図られるよう努めるべきである。

三、国際機関の信託基金について、国際連合からその閉鎖の照会文書等を受けていたにもかかわらず、これを長期にわたり回答することなく放置していたり、また、信託基金が閉鎖状態にあることを把握できたにもかかわらずその事実の把握を怠っていたため、我が国が拠出した十基金、計七百二十六万ドルの拠出残余金が有効に活用されない事態となつていたことは、遺憾である。

政府は、このようなざさんな事務処理が行われた原因を踏まえ、関連情報の的確な把握と緊密な事務連携、事務実施体制上の不備の改善など確実な再発防止策を徹底すべきである。

四、厚生労働省及び同省所管の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の委託事業に係る四件の不当事項に関して、委託先である公益法人を始めとする団体二百二十六のうち百四十九もの多くの団体で、委託費から、不正な支出による別途経理や懇親会に係る飲食費等への流用など、不適正な会計経理によつて目的外の用途への支出を行つていて事態が多数明らかになつたことは、遺憾である。

政府は、このような委託事業に係る不適正経理事案に対して徹底的な再発防止策を講ずることはもとより、委託費の不正な使用等に対する関係職員の処分や加算金の引上げによ

る懲罰的措置の厳格化を行い、委託費の適正な執行の確保に万全を期すべきである。

五、厚生年金の標準報酬月額等について、不適正な遡及訂正処理による記録の改ざんが組織的に行われていた疑いのある事例が約六万九千件もあることが明らかになつたことは、極めて遺憾である。

政府は、年金記録をめぐる問題が次々と明らかな現状を重く受け止め、標準報酬月額等の記録の改ざんが行われた被害者の救済に全力を尽くすとともに、社会保険事務所職員による関与の実態の全容解明に努め、関与者が明らかになつた職員に対しては刑事告発を含む厳正な処分を行つことにより、公的年金制度に対する国民の信頼回復に万全を期すべきである。

政府は、このようなざさんな事務処理が行われた原因を踏まえ、関連情報の的確な把握と緊密な事務連携、事務実施体制上の不備の改善など確実な再発防止策を徹底すべきである。

以上であります。

討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本の神本理事より、本件決算外二件はいずれも是認することに反対し、内閣に対する警

告案及び措置要求決議案はいずれも賛成する旨の意見が述べられました。

次いで、自由民主党及び公明党を代表して自由民主党の山本委員より、本件決算外二件はも是認することに賛成し、内閣に対する警告案は反対する旨の意見が述べられました。

次いで、日本共産党の仁比委員及び社会民主

党・護憲連合の又市委員より、平成十九年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書はいずれも是認することに反対し、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成し、国有財産無償貸付状

況総計算書は是認することに賛成する旨の意見がそれと述べられました。

討論を終わり、採決の結果、平成十九年度決算は賛成少數により是認すべきものでないと、また、多數をもつて内閣に対し警告すべきものと議決されました。

したがつて、本会議で議決すべき議決案は、一、本件決算は、これを是認しない。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

また、措置要求決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決しました。

次に、平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書は賛成少數により是認すべきものでないと決定いたしました。

次に、平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書は多數をもつて是認すべきものと決定いたしました。

なお、本件決算外二件の審査を受けて、国会法第百五条の規定に基づき、会計検査院に対し検査要請を行いました。要請した検査項目は、本年四月十三日に議決した、簡易生命保険の加入者福祉施設等の譲渡等の一件、また、六月二十九日に議決した、在外公館に係る会計経理、牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等の計二件、合わせて三件であります。

次いで、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（江田五月君） 三件に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。西島英利君。

○議長（江田五月君） 三件に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。西島英利君。

〔西島英利君登壇、拍手〕

○西島英利君 私は、自由民主党及び公明党を代表して、平成十九年度決算外二件に対し是認することに賛成の立場から、また、内閣に対する警告

決議案に対する断固反対の立場から討論を行ひます。

平成十九年度決算の賛成の第一の理由は、国のがわるい財政状況等を踏まえ、適切な経済財政運営が行われた点であります。平成十九年度予算においては、徹底した歳出削減・見直しに取り組み、めり張りの利いた予算配分が行われております。その結果、新規公債発行額も二年連続で三十兆円を下回り、大幅に減少いたしました。

賛成の第二の理由は、経済運営を始めとする時適切な諸施策の実施の成果として、民間主導の持続的な成長が図られたことであります。平成十九年度の国内総生産の経済成長率は実質で年率一・九%と堅調に推移するとともに、完全失業率の改善も見られるなど明るい兆しが見られております。これらのこととは、平成十九年度の政府の経済財政運営が適切であつたことを示すものであります。

賛成の第三の理由は、特別会計改革を行つた結果、歳入歳出決算が前年度に比べて大きく減少している点であります。平成十九年度の特別会計歳入決算総額は約三百九十六兆円、同歳出決算総額約三百五十三兆円となり、いずれも前年度と比べて二〇%以上の大幅な減少となつております。以上、簡単に平成十九年度決算の賛成理由を申し上げました。

官報 (号外)

○議長(江田五月君) 先ほど議決されました内閣に対する警告に関し、内閣総理大臣から発言を求められました。麻生内閣総理大臣。

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(麻生太郎君) ただいまの御決議に対して所信を申し上げます前に、一言申し上げます。

今般、決算について参議院の御理解を得ることができなかつたことは誠に遺憾であります。

政府としては、今後とも決算に関する国会の審議議決、会計検査院の指摘等も踏まえ、予算の適正かつ効率的な執行に一層努力をしていく決意であります。

なお、ただいまの御決議に関しまして、政府としては、従来から国の諸施策の推進に当たつて、適正かつ効率的に執行するよう最善の努力を行つてゐるところであります。今般五項目にわたる御指摘を受けましたことに関しましては誠に遺憾であります。

これらの御決議の内容は、いずれも政府として重く受け止めるべきものと考えており、御決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このよだな御指摘を受けることがないよう改善、指導してまいります。

(拍手)

○議長(江田五月君) 日程第四 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○田村耕太郎君 ただいま議題となりました承認案について、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

我が国は平和及び安全を維持するため、平成十六年に特定の船舶の我が国への入港を禁止する措置を定めた特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法が制定され、平成十八年十月以降、同法に基づき、北朝鮮船籍のすべての船舶の入港禁止措置が講じられてきました。

本件は、去る四月十日の閣議決定により、平成二十二年四月十三日までの一年間、引き続き、北朝鮮船籍すべての船舶の本邦への入港を禁止する措置が講じられたことについて、同法に基づき、国会の承認を求める所であります。

委員会におきましては、国土交通大臣より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔議案は本号末尾に掲載〕

○辻泰弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日、我が国医療は、高齢化の進行、国民のニーズや療養の場の多様化、財政上の制約、要員確保の困難性、不採算部門の縮小などに直面する

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長田村耕太郎君。

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十七
賛成 二百二十七
反対 ○

よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数 二百二十七
賛成 二百二十七
反対 ○

よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

中で、その本来の機能が十分果たされない状況が生じ、また、医療従事者がその任を全うすることあたわず、退出せざるを得ない事態も現出するなど、危機的な状況に立ち至つているのが現状であります。

しかし、たとえそのような状況の下に置かれていようとも、常に強い使命感と倫理観を併せ持ち、患者の健康回復のために、人々の幸せのために、自己犠牲をもいとわぬほどの献身的な姿勢をもつて最善を尽くし、事に当たる多くの医療従事者の方々の存在があればこそ、今日の日本の医療が支えられていることを、私どもは改めて心に铭記しなければなりません。

今、国民が最も強く求めている政策課題の一つが安心できる良質な医療の提供体制の確立であります。そのためには、医師等の方々に対する対応と同時に、医療従事者の中で最も多数を占め、チーム医療の中で果たすべき役割が大きく、活動の場も多様化している看護職の領域において、看護職員の資質及び能力の一層の向上を図ることが急務となつております。

同時に、看護職をより一層魅力ある専門職とすることにより、医療現場の最前線を支える志ある有能な看護職員を確保することが強く求められてゐるのであります。

かかる現状にかんがみ、本法律案は、国家試験の受験資格を改めるとともに、新人看護職員の臨床研修その他の研修等について定めるものであります。

次に、本法律案の概要につきまして御説明申しあげます。

第一に、受験資格に関して、保健師助産師看護師法において、保健師国家試験及び助産師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を六か月以上から一年以上延長するとともに、看護師国家試験の受験資格を有する者として、現行の規定に加えて、「文部科学大臣の指定した大学において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者」を明記することとしております。

第二に、研修に関して、保健師助産師看護師法において、保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないものと規定しております。

同時に、看護師等の人材確保の促進に関する法律において、まず、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針に定める事項及び国の責務として、「看護師等の研修等」を、また、病院等の開設者等の責務として、「新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施」及び「看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮」を、さらに、看護師等の責務として、「研修を受ける等」をそれぞれ明記することとしております。

なお、この法律は平成二十二年四月一日から施行することとしております。
以上が、この法律案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、本法律案は、厚生労働委員会において全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決定したものでございます。

(号外)

官

報

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。	○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。	○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。	○議長(江田五月君) これより両案を一括して採決いたします。
○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。〔拍手〕	○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。〔拍手〕	○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。〔拍手〕	○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。〔拍手〕
投票総数 賛成 反対 一百二十六 一百二十六	投票総数 賛成 反対 一百二十六 一百二十六	投票総数 賛成 反対 一百二十六 一百二十六	投票総数 賛成 反対 一百二十七 一百十三 十四
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第六 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案	○議長(江田五月君) これより採決をいたします。	○議長(江田五月君) これより採決をいたします。
○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。〔拍手〕	○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。〔拍手〕	○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。〔拍手〕
投票総数 賛成 反対 一百二十七 一百十三 十四	投票総数 賛成 反対 一百二十七 一百十三 十四	投票総数 賛成 反対 一百二十七 一百十三 十四
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。	○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。	○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。
○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。〔拍手〕	○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。〔拍手〕	○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。〔拍手〕
投票総数 賛成 反対 一百二十七 一百十三 十四	投票総数 賛成 反対 一百二十七 一百十三 十四	投票総数 賛成 反対 一百二十七 一百十三 十四
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

一、本件決算は、これを是認しない。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

1 平成十九年度決算検査報告において、依然として会計法令等に違反した不当事項等が数多く見られ、指摘件数九百六十七件、指摘金額千二百五十三億六千万円と件数、金額ともに過去最悪となっていることに加え、過去に指摘を受けた不当事項のうち是正措置が未済となっているものが四百六十五件、百三十一億八千万円に上っていることは、遺憾である。

政府は、こうした事態を重く受け止め、会

計規律の厳正な保持や検査結果を踏まえた事務事業の徹底した見直しによって不当事案の再発防止に努めるとともに、適切な債権管理を行なうなど過去に指摘を受けた不当事案の是正に向けて、より厳正に対処すべきである。

2 地域インターネット基盤施設整備事業等により整備したテレビ会議装置について、平成十三年度決算検査報告において低調な利用状況を改善するよう指摘されたにもかかわらず、その後も全般的に利用状況が極めて低調で事業目的が達成されていなかつたことは、遺憾である。

政府は、今後、テレビ会議装置の整備費を原則補助の対象としないこととしているが、運用中の装置について引き続き利用が低調なものについては、補助金の返還も含めて厳しく指導改善を図るべきである。また、この種補助金の交付に当たつては、利用見込みの調

査を厳格に行なうとともに、交付後の利用実績

を隨時把握するなどして、補助金の効果の発現、有効活用が図られるよう努めるべきである。

3 國際機関の信託基金について、国際連合からその閉鎖の照会文書等を受けていたにもかかわらず、これを長期にわたり回答することもなく放置していたり、また、信託基金が閉鎖状態にあることを把握できたにもかかわらずその事実の把握を怠つてはいたため、

我が国が拠出した十基金、計七百二十六万米ドルの拠出残余金が有効に活用されることはなかったことは、遺憾である。

政府は、このような事務処理が行われた原因を踏まえ、関連情報の的確な把握

と緊密な事務連携、事務実施体制上の不備の

改善など確実な再発防止策を徹底すべきであ

る。な執行の確保に万全を期すべきである。

5 厚生年金の標準報酬月額等について、不適正な遡及訂正処理による記録の改ざんが組織的に行われていた疑いのある事例が約六万九千件もあることが明らかになつたことは、極

めて遺憾である。

政府は、年金記録をめぐる問題が次々と明

らかになる現状を重く受け止め、標準報酬月

額等の記録の改ざんが行なわれた被害者の救済

に全力を尽くすとともに、社会保険事務所職員による関与の実態の全容解明に努め、関与

が明らかになつた職員に対しては刑事告発を

行なうことにより、公的年金制度に対する国民の信頼回復に万全を期すべきである。

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額

歳出決算額

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額

歳出決算額

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額

歳出決算額

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額

歳出決算額

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額

歳出決算額

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額

歳出決算額

平成19年度決算審査措置要求決議

載方法を工夫すべきである。

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 電子申請システムの利用促進及び継続可否の検討について

行政機関が扱う申請・届出等手続について、政府は、平成22年度までにオンライン利用率を50%以上にするとの目標を掲げ、その利用促進を図っている。しかし、多額の経費をかけて開発・運用をしたそれらシステムには利用率が極めて低調なものが多く、重点手続として挙げられている71手続の中でも依然として利用率が1%に満たないものがある。例えば、自動車保有関係手続のワンストップサービスでは、その開発・運用に要した経費が総額65億円にも上る一方で、運用を開始した17年12月から20年6月までの利用率はわずか0.67%にとどまっている。

政府は、オンライン利用率目標の達成に向けて、利用者の利便性向上のためのシステム改善や周知活動の更なる実施に努めるとともに、費用対効果を十分検討し、各システムの継続の可否についても検討を行うべきである。

2 地域再生関連施策の実績額の取りまとめと交付金の決算書等の記載の工夫について

地方再生関連施策については、予算上、省庁壇断的に多彩な施策が示されているが、その実績については、全体像が分かるように示されていない。例えば、地域再生法に基づいて地方公共団体に交付される地域再生基盤強化交付金は、予算上、内閣本府に一括計上された後、年度途中で執行省庁に移替えられ、決算上では、内閣本府、農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通本省及び環境本省に計上される。このような交付金の予算、決算の計上 の方法では、その対比が困難であり、予算の執行状況を容易に把握することはできない。

政府は、施策や予算の執行状況が国民に分かりやすい形で明示されるようになるため、地方再生関連施策の実績の全体像を取りまとめ、予算額と実績額を示すとともに、交付金については、その活用状況の一層明確な開示に向けて決算書等の記

3 日本国字能力検定協会及び日本農村情報システム協会の不適切な運営を踏まえた公益法人の指導監督について

文部科学省所管の財團法人日本漢字能力検定協会は、當利を目的としない公益法人であるにもかかわらず、年間7～8億円もの多額の利益を上げていた上に、前理事長等が役員を務める企業との不適切な取引を通じて協会の利益を不当に流出させ、前理事長等の逮捕に至る事態が生じた。また、農林水産省、総務省、経済産業省の3省が所管する社団法人日本農村情報システム協会は、同協会の基本財産4億円を所管府省の承認を得ることなく取り崩していた上に、債務超過状態にあることが明らかになった。これらの件に関して、所管府省である文部科学省及び農林水産省等の指導監督が不十分であったとの指摘がなされている。

政府は、所管公益法人に対し、関係法令のつとった適切な運営がなされるよう厳正な指導監督を行うとともに、収益情報を始めとする財務状況の適確な把握及び必要に応じての指導をすべての所管府省に行わせるべきである。

4 地方自治体における国庫補助金等の経理等の適正化について

平成19年度決算検査報告において、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等について、会計検査をした12道府県のすべてで不適正な経理処理等による支出が明らかとなった。このような事態は、会計法令に抵触していることは言うまでもなく、公金の使用に対する国民の信頼を著しく損なうものである。

政府は、不適正な支出と認められる国庫補助金等について速やかに返還の措置を講ずるとともに、地方自治体に対して、会計経理の適正化について引き続き指導・助言の徹底を図るべきである。また、その監査制度について、監査委員の独立性の強化や監査能力の向上等監査機能の充実強化に向けて検討すべきである。

日本郵政株式会社の所有・運営する「かんぽの宿」等の施設の譲渡等における不透明な契約の是正について、契約内容や契約手続、譲渡額等に不透明な点などがあるとして、本年4月、総務省は、16の問題点を指摘するとともに、日本郵政株式会社法に基づく監督上の命令を

発出する事態に至っている。また、旧日本郵政公社等が締結した譲渡等に関する契約において、譲渡後に当該施設が売却額を大きく上回る額で転売される事態が見られるなど、施設の譲渡等に関する契約内容の妥当性が疑問視される事態が相次いでいる。

政府は、日本郵政株式会社に対し、「かんぽの宿」等の施設の譲渡等に関する契約の締結に当たっては、公平性、透明性の確保等を図るよう対応させるべきである。

6 隨意契約見直しにおける更なる競争性の向上について

政府による随意契約の適正化に向けた取組が進められた結果、平成19年12月までの競争性のない随意契約割合は、件数で49.6%、金額で58.1%と着実に減少している。しかし一方で、一般競争入札や企画競争に移行した契約における一括入札・応募は多く、天下り先公益法人・独立行政法人との間における随意契約割合も依然として高くなっている。また、独立行政法人における随意契約割合は、件数で74.4%、金額で75.1%と政府に比し20ポイント程度高くなっている。再委託率が50%以上となっている契約も多数ある。

政府は、競争性のある契約方式への移行が形の上だけにとどまることのないよう、民間参入を事実上禁め出す不当な入札参加資格の見直し、一括入札・応募となつた契約を精査し応募者を増やすための改善方策の検討・公表、天下り先法人との随意契約による透明性の確保等に取り組み、更なる競争性の向上に努めるとともに、独立行政法人に対しても一層の改善が図られるよう指導すべきである。

7 特別会計の剩余金及び積立金等の更なる活用等について

28特別会計全体における、平成19年度の剩余金総額は42.6兆円、19年度決算処理後の積立金・資金準備は204.9兆円と多額に上っている。

その内容を見ると、例えば、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定においては、過年度の実績等を十分に考慮しないまま予算額が見積もられている等のため、予算額と実績額との間に乖離が生じ、不用額が継続的に発生している。また、外債為替資金特別会計においては、保有外貨資産が100兆円を超える。19年度の積立金残高が1ドル99円の水準で保有外貨資産に生じる為替評価損と同程度となる19.5兆円に達している一方、決算上の不足の補足のための使用実績は昭和34、35年度の合わ

せて3.3億円に過ぎない。

政府は、我が国の財政状況が、これまで目標してきた23年度の基礎的財政収支の黒字化達成が不可能になるなど危機的状況にあることを踏まえ、各特別会計のリスク管理を含む財務の在り方を再検討するとともに剩余金及び積立金等の必要額を改めて検討し、一般会計への繰入れ等財政健全化のための更なる活用を図るべきである。

8 農林水産省における無許可専従の実態解明と再発防止について

農林水産省における無許可専従事業に関して、平成20年4月1日時点における調査で142人に疑いがあることを確認していたにもかかわらず、最終的にその事業が公表されず、またその後、総務省において実施された無許可専従一斉点検においてもその実態が明らかにされなかつた。

政府は、無許可専従に係る再調査を徹底的かつ早急に実施し、行為者及び関係者に対する厳格な処分及び行為者に支払われた給与の返還など適切な対応を行うとともに、このような事態が二度と起ることのないよう情報公開や組織体質の改善に真摯に取り組み、農林水産行政に対する国民の信頼回復に努めるべきである。

9 国直轄事業負担金の情報開示の徹底等について

国土交通省の直轄事業負担金に関する、地方自治体に対して十分な説明をすることなく、国道事務所等の庁舎の建て替え費用を含め、平成19年度は54か所に係る39億円、20年度は44か所に係る28億円を地方自治体に負担させていた。また、20年度における直轄事業の地方負担額の総額は9,711億円に上り、その中には、営繕宿舎費45億円、退職手当等の人件費575億円、事務費53億円が含まれていることや、維持管理費負担分が1,861億円、全体の19.2%を占めていること等も明らかになっている。

政府は、直轄事業負担金について、事業費明細の情報開示に向けた取組に着手しているが、今後更なる内容の充実に努めるとともに、負担の対象範囲の見直し、更

には国と地方の役割分担を踏まえた事業の在り方を検討すべきである。

一、平成十九年度一般会計歳入歳出決算

一、平成十九年度特別会計歳入歳出決算

一、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書

算書

一、平成十九年度政府関係機関決算書

右

国会に提出する。

平成二十一年十一月二十一日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 河村 建夫

審査報告書

平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

右は賛成少数により是認すべきものでないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月二十九日

決算委員長 家西 悟

審査報告書

平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成二十一年十一月二十一日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 河村 建夫

審査報告書

平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

本件について慎重に審査を行った結果、これ

を是認すべきものでないと認めた。

平成二十一年六月二十九日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 河村 建夫

審査報告書

平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

右は多数をもつて是認すべきものと議決した。

平成二十一年六月二十九日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 河村 建夫

審査報告書

一、費用

本件に係る措置の実施のため、特に費用を要しない。

平成二十一年六月二十五日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 河村 建夫

審査報告書

平成二十一年十一月二十一日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 河村 建夫

審査報告書

官 報 (号外)

みならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第一六九五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法第三条第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 特定の外国
北朝鮮
三 特定船舶
北朝鮮船籍のすべての船舶
四 入港禁止の期間

平成十八年十月十四日から平成二十二年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二二号(北朝鮮船籍船舶、貨客船)については、平成十八年十月十三日から平成二十二年四月十三日までの間。

五 法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とす
る場合にあっては、同号に規定する日
なし

六 法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日
平成十八年十月十四日

七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項
なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案	右の議案を提出する。
提出者	平成二十一年六月三十日
参議院議長 江田 五月殿	厚生労働委員長 辻 泰弘
(保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律)	(保健師助産師看護師法の一部改正)
第一条 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。 目次中「第二十八条」を「第二十八条の二」に改める。	第一条 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)を前条第五号に改める。

第二十二条第三号中「第二号又は第四号」を「第三号まで又は第五号」に改め、同条第四号中「前条第四号」を「第二十二条の二第二項中「第二十一号第一号	第三章中第二十八条の次に次の二条を加える。 二 第二十九条第一号及び第二十条第一号中「六月」を「一年」に改める。
第三号まで」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「准看護師又は」の下に「学校教育法に基づく」を加え、「前二号」を「前三号」に改め、「規定する」の下に「大学、」を加え、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の二号を加える。	第二条 第二十九条第一号に該当する者は、第二条の規定による改正後の保健師助産師看護師の研修(保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く)を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。
第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日	第三条 第二項第四号中「看護師等」を「研修等による看護師等」に改める。
平成十八年十月十四日	第四条第一項中「養成」の下に「研修等による」を加え、「を促進する」を「の促進の」に改める。
七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項 なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。	第五条第一項中「改善」の下に「新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施、看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮」を加える。

第一号を該当する者	第一号に該当する者
二 施行日前に旧法第二十条第一号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなつた者(施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者を除く。)	二 施行日前に旧法第二十条第一号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなつた者(施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者を除く。)
三 第二十二条第三号中「第二号又は第四号」を「第三号まで又は第五号」に改め、同条第四号中「前条第四号」を「第二十二条の二第二項中「第二十一号第一号	三 第二十二条第三号中「第二号又は第四号」を「第三号まで又は第五号」に改め、同条第四号中「前条第四号」を「第二十二条の二第二項中「第二十一号第一号
第六条中「対応し」の下に「研修を受ける等」を除く。)	第六条中「対応し」の下に「研修を受ける等」を除く。)

第四条 この法律の施行の際、現に旧法第二十一号の規定による指定を受けている学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。以下この条において同じ。)は新法第二十一条第一号の規定により指定を受けた大学と、現に旧法第二十一条第一号の規定による指定を受けている学校(大学を除く。)は新法第二十一条第二号の規定により指定を受けた学校と、現に旧法第二十一条第二号の規定による指定を受けている養成所は新法第二十一条第三号の規定により指定を受けた養成所とみなす。

2 前項の規定により新法第二十一条第一号の規定により指定を受けた大学とみなされた大学についての同号の規定の適用については、当分の間、同号中「卒業した者」とあるのは、「卒業した者その他三年以上当該学科を修めた者」とする。(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一一部改正)

第五条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一百一条第四項中「同条第三号」を「同条第四号」に改める。

審査報告書

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月三十日

経済産業委員長 櫻井 充

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近のエネルギーをめぐる内外の経済的・社会的環境の変化及びエネルギー供給事業に係る環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大していることにかんがみ、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利

用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するための措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 非化石エネルギー源の利用の目標、化石エネ

ルギー原料の有効な利用の目標等及びそれらに関する「判断基準」の検討に当たっては、他の戦略目標と十分に整合性をもたせ、各エネルギー

源の特性や導入状況、技術開発動向などの実態及び経済に与える影響を踏まえ、実現可能性を重視しつつ策定を進めること。また、その際には、関係審議会において慎重に審議を行うとともに、パブリックコメントを実施するなど決定

二 非化石エネルギー源の利用の促進に当たっては、基幹エネルギーである原子力等と再生可能エネルギー源との特性の違いに留意し、適切な機能分担が図られるよう条件整備等を行うとともに、化石エネルギー原料の有効な利用の促進に当たっては、石油・石炭・天然ガスのそれぞれの特性に応じた有効利用が図られるよう努め、本法の目的である「非化石エネルギー源の利用」と「化石エネルギー原料の有効な利用」双方の促進施策のバランスに留意しつつ、総合的な政策立案に努めること。

三 再生可能エネルギー源の利用に係る費用をエネルギー使用者に転嫁する場合など、本法に基づく施策が新たな国民負担を生じさせることにかんがみ、制度設計及び施策の実施に当たっては、過重な国民負担が生じないよう、あらかじめ十分な検討を行うとともに、負担の程度、必要性等について国民の幅広い理解を得つつ進めること。

また、附則第二条第一項の検討に当たっては、国民負担の軽減及び健全なエネルギー市場の形成等の観点から、太陽光発電設備等の価格動向やエネルギー間の競争条件等を踏まえつつ、十分な実態把握と将来予測に基づき必要な見直しを行うこと。

また、附則第二条第一項の検討に当たっては、國民負担の軽減及び健全なエネルギー市場の開発導入について、加速的に取り組むこと。

また、我が国が有するヒートポンプ、燃料電池、送電線網制御、その他エネルギー関連技術の開発導入について、加速的に取り組むこと。

また、右決議する。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年六月十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

配電設備などエネルギー供給に係るインフラを整備・改修する場合の費用について、透明性の確保や公的負担の在り方など、公平なルールづくりを引き続き検討すること。

(小字は衆議院修正)

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案

6

- | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| 第二章 基本方針等(第三条・第四条) | 第三章 特定工エネルギー供給事業者に係る措置
(第五条—第八条) |
| 第四章 特定燃料製品供給事業者に係る措置
(第九条—第十二条) | 第五章 雜則(第十三条—第十八条) |
| 第六章 罰則(第十九条—第二十一条) | 附則 |
| 第一章 総則
(目的) | |

定義

- 第二条** この法律において「エネルギー供給事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第一号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。以下同じ。)

とができると認められるものとして政令で定めるものと、いう。

第二章

- この法律において「非化石エネルギー源の利用」とは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として非化石エネルギー源を利用するこ^ト（電気事業者又は熱供給事業者にあつては、エネルギー源として非化石エネルギー源を利用し^た電気又は熱を他の者から調達することを含

のとして政令で定める事業を行うものをいう。

（基本方針）

第三条 経済産業大臣は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公示するものとする。

表するものとする

- この法律において「化石エネルギー原料」とは、化石燃料のうち、燃料製品の原料であつてエネルギー源となるものという。

この法律において「化石エネルギー原料」の有効な利用」とは、化石エネルギー原料の単位数量当たりの当該化石エネルギー原料から燃料製品を製造(第三者に委託して製造することを含む。)して当該燃料製品を回収した後に残存する物として経済産業省令で定めるものの経済産業省令で定める方法により算出される発生量を減少させること又は化石エネルギー原料の単位数量当たりの当該化石エネルギー原料から製造される燃料製品の経済産業省令で定める方法により算出される生産量を増加させることをいう。

この法律において「特定エネルギー供給事業者」をいう。

基本方針は、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講すべき措置に関する基本的な事項、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進のための施策に関する基本的な事項、その他エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する事項について、エネルギー需給の長期見通し、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の状況、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用に関する技術水準その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定めるものとする。

者」とは、エネルギー供給事業者のうち、非化
石エネルギー源の利用が技術的及び経済的に可
能であり、かつ、その促進が特に必要であるも
のとして政令で定める事業を行うものをいう。
この法律において「特定燃料製品供給事業者」
とは、燃料製品供給事業者のうち、化石エネル
ギー原料の有効な利用が技術的及び経済的に可
能であり、かつ、その促進が特に必要であるも

す
フ

- 4 わはなりた
　　経済産業大臣は、第二項の事情の変動のため
　　必要があるときは、基本方針を改定するものと
　　する。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。

(エネルギー供給事業者の責務)

第四条 エネルギー供給事業者は、その事業を行うに際して、基本方針の定めるところに留意して、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めなければならぬ。

第三章 特定エネルギー供給事業者に係る措置

(特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項)

第五条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の適切かつ有効な実施を図るため、特定エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、非化石エネルギー源の利用の目標及び次に掲げる事項に関し、特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項

二 再生可能エネルギー源の利用に係る費用の負担の方法その他の再生可能エネルギー源の円滑な利用の実効の確保に関する事項

三 その他非化石エネルギー源の利用の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー需給の長期見通し、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の状況、非化石エネルギー源の利用に関する技術水準、再生可能エネルギー源の利用に係る

経済性その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第六条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定エネルギー供給事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、非化石エネルギー原料の有効な利用について必要な指導及び助言をすることができる。

第七条 特定エネルギー供給事業者のうち前事業年度におけるその供給する電気(電気事業者が他の電気事業者に供給したものを除く。)若しくは熱(熱供給事業者が他の熱供給事業者に供給したもの)の供給量又はその製造し供給する燃料製品の供給量が政令で定める要件に該当するものは、経済産業省令で定めるところに於けるその供給する判断の基準となるべき事項により、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギー源の利用の目標及び当該目標を達成するための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

第八条 特定エネルギー供給事業者の意見を聽いて、当該特定エネルギー供給事業者に対する判断の基準となるべき事項を勘案して、非化石エネルギー原料の有効な利用について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 特定燃料製品供給事業者に係る措置

(特定燃料製品供給事業者の判断の基準となるべき事項)

第九条 経済産業大臣は、特定燃料製品供給事業者による化石エネルギー原料の有効な利用の適切かつ有効な実施を図るため、特定燃料製品供給事業者が行う事業ごとに、化石エネルギー原料の有効な利用の目標及び当該目標を達成するための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(勧告及び命令)

第十一条 特定燃料製品供給事業者のうち前事業年度におけるその使用する化石エネルギー原料の数量が政令で定めるところにより、第九条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた化石エネルギー原料の有効な利用の目標に関し、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(計画の作成)

第十二条 経済産業大臣は、前条第一項に規定する特定燃料製品供給事業者の化石エネルギー原料の有効な利用の状況が第九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定燃料製品供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、化石エネルギー原料の有効な利用に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第十三条 特定燃料製品供給事業者のうち前事業年度におけるその使用する化石エネルギー原料の数量が政令で定めるところにより、第九条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた化石エネルギー原料の有効な利用の目標に関し、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

第十四条 特定燃料製品供給事業者のうち前事業年度におけるその使用する化石エネルギー原料の数量が政令で定めるところにより、第九条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた化石エネルギー原料の有効な利用の目標に関し、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

第十五条 特定燃料製品供給事業者のうち前事業年度におけるその使用する化石エネルギー原料の数量が政令で定めるところにより、第九条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた化石エネルギー原料の有効な利用の目標に関し、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(計画の作成)

勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 雜則 (財政上の措置等)

第十三条 政府は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(再生可能エネルギー源の利用に要する費用の価格への反映)

第十四条 国は、特定エネルギー供給事業者による再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るために再生可能エネルギー源の利用に要する費用を当該特定エネルギー供給事業者による電気、熱又は燃料製品の供給の対価に適切に反映させることが重要であることにかんがみ、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第十五条 経済産業大臣は、第八条及び第十二条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定エネルギー供給事業者若しくは特定燃料製品供給事業者に対し、その業務の状況にし報告させ、又はその職員に、特定エネルギー供給事業者若しくは特定燃料製品供給事業者の事務所、工場若しくは事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示し

なければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境大臣との関係)

第十六条 経済産業大臣は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進そのための施策の実施に当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

(経過措置)

第十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第十八条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

(報告)

第十九条 経済産業省設置法(一部改正)

第十九条 第八条第二項又は第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

1 第七条第一項又は第十一条第一項の規定による提出をしなかつた者

2 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査

による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

² 前項の規定にかかわらず、政府は、この法律の施行後一年を経過した場合において、太陽光を変換して得られる電気の買取りに係る価格等の太陽光の利用に係る費用の負担の方法その他太陽光の円滑な利用の実効の確保に関する取組の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

要領書

参議院議長 江田 五月殿
経済産業委員長 櫻井 充

審査報告書

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月三十日

官 報 (号 外)

口 海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査その他の石炭の安定的な供給の確保に資する情報の収集及び提供並びに石炭の生産に必要な技術に関する指導

第十五条第二項第一号中「石油代替工エネルギー」を「非化石エネルギー」、可燃性天然ガス及び石炭に、「及び」を並びにに改める。

第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十三号」を「前条第一項第十四号」に改める。

第十五条第二項第一号中「石油代替工エネルギー」を「非化石エネルギー」、可燃性天然ガス及び石炭に、「及び」を並びにに改める。

第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十三号」を「前条第一項第十四号」に改める。

〔二〕由代書工ネレギ一益昌業務〕
十一号を「前条第一項第十四号」に、「第十一号及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に改める。
附則第十八条を次のように改める。

第十八条 機構は、当分の間、第十五条に規定する業務のほか、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二号。以下「改正法」という。)による改正前の石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第十一條第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(改正法の施行前に同号の規定により機構が交付した補助金に係るものに限る。以下「石油代替エネルギー経過業務」という。)を行うことができる。

第十八条中「第十号（石油代替エネルギー）法第十二条第一号及び第四号」を「第七号イ、第十一号（非化石エネルギー）法第十二条第一号」に、「第十二号」を「第十三号」に改める。

附則第六条第二項中「前条第一項第十三号」を「前条第一項第十四号」に、「第十一号及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に改める。
附則第九条第六項中「前条第一項第十三号」を「前条第一項第十四号」に、「第十六条第四項中」を「同条第四項中」に改める。
附則第十二条第三項中「前条第一項第十三号」を「前条第一項第十四号」に、「第十六条第四項中」を「同条第四項中」に、「第十二号」を「第十三号」に改める。

附則第十五條第三項中「前條第一項第十三號」

げる業務並びに附則第十八条第一項に規定

第四条 この附則に規定するもののほか、この法

う。」を「非化石エネルギーの開発及び導入の

則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)。以下「石油代替エネルギー法」とい

の中小企業信用保険法第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険の保険関係については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰

法の一部改正)
第七条 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成九年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「石油代替エネルギーの開発及び

(中小企業信用保険法の一部改正に伴う経過措置)

〔新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法〕の「石油代替エネルギーの利用」を「非化石エネルギーの利用」に改める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条第一項中「石油代替エネルギー」の開発及び導入の促進に関する法律」を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に、

附 則

(施行期日)

時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

とあるのは「第十五条に規定する業務及び附則第十八条第一項に規定する石油代替エネルギー経過業務」とする。

第六条 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時法の一部改正)

に規定する業務及び附則第十八条第一項に規定する石油代替エネルギー経過業務」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」

講するものとする。

関する法律第十一条第一号の規定により機構
が交付した補助金」と、第十九条第一項中「第
十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条

ネルキー・商業技術総合開発機構法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を

する石油代替エネルギー「経過業務」と、第十八条中「機構が交付する補助金」とあるのは、「機構が交付する補助金並びに石油代替エネレギーの開発及び導入の促進に関する法律

律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め
る。

促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)に、「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」〔に、「石油代替エネルギー」〕を「非化石エネルギー」に改め、「(石油に対する依存度の軽減に特に寄与するものに限る。)」を削り、「石油代替エネルギーの導入」を「非化石エネルギーの導入」に改める。

(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の一部改正)

第八条 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「石油(原油及び揮発油、重油その他の石油製品をいう。以下同じ。)」を「化石燃料(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料(その製造に伴い副次的に得られるものであつて燃焼の用に供されるものを含む。)」をいう。」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第九条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第二項第二号二中「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第十二条第四号及び第五号」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十一年法律第二百四十五号)第十五条第一項第七号」に改め、同条第三項第一号イ中「可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進又は」を削り、同号口中「(平成十四年法律第一百四十五号)」を削り、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」を「非

化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)」に改める。

(調整規定)

第十条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第二号)の施行の日前である場合には、第

三条のうち、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十五条第三項の改正規定中「附則第十五条第三項中」とあるのは

「附則第十四条第二項及び第十五条第三項中」とし、前条のうち、特別会計に関する法律第八十五条第三項第一号イの改正規定中「可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進又は」とあるのは「可

燃性天然ガス及び石炭の利用の促進若しくは」とする。

2 前項の場合において、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十五条のうち、特別会計

に関する法律第八十五条第三項第一号イの改正規定中「若しくは非化石エネルギー」を「又は非化石エネルギー」に改め、「又はエネルギー等の

使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第十条第一号に掲げる業務(同法第二条第七項第一号から第四号までに掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るものに限る。)」を削る。」とあるのは、「又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法

(平成五年法律第十八号)第十二条第一号に掲げる業務(同法第二条第七項第一号から第四号までに掲げる特定事業活動又は同条第八項第一号若しくは第二号に掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るものに限る。)」を削る。」とする。

第十三条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第二号)の施行の日前である場合には、第

三条のうち、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十五条第三項の改正規定中「附則第十五条第三項中」とあるのは

「附則第十四条第二項及び第十五条第三項中」とし、前条のうち、特別会計に関する法律第八十五条第三項第一号イの改正規定中「可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進又は」とあるのは「可

燃性天然ガス及び石炭の利用の促進若しくは」とする。

2 前項の場合において、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十五条のうち、特別会計

に関する法律第八十五条第三項第一号イの改正規定中「若しくは非化石エネルギー」を「又は非化石エネルギー」に改め、「又はエネルギー等の

使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第十条第一号に掲げる業務(同法第二条第七項第一号から第四号までに掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るものに限る。)」を削る。」とあるのは、「又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。
一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。
一、地方公共団体において、子ども・若者総合相談センターの機能を担う体制の確保及び子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようするための支援が効果的に実施できるよう、法律の趣旨・内容を周知徹底するとともに、全国においてあまねく子ども・若者育成支援のための体制が整備されるよう努めること。

二、子ども・若者支援地域協議会が、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対し、真に効果的かつ円滑な支援を行うためのネットワーク機能を果たすものとするため、協議会における情報の共有及び責任の明確化が図られるよう十分配意すること。

また、協議会、子ども・若者総合相談センター、子ども・若者支援調整機関及び子ども・若者指定支援機関の相互の関係・役割分担を明確化するとともに、支援を必要とする子ども・若者の家族等のニーズも踏まえた、地域における支援体制のモデルケースを示すよう努めるこ

先進的な取組事例や当該地方公共団体の区域外で活動するNPO等民間団体についての情報提供、協議会の設置や指定支援機関の指定による支援の必要性等についての助言、及び国の行う研修事業への参加呼びかけや相談への的確な対応等の援助を行うこと。

四、子ども・若者指定支援機関に対する情報の提供その他の必要な援助を行うには、財政上の措置について十分留意すること。

五、子ども・若者育成支援施策を推進するに当たっては、既存設備の有効活用に努め、緊要性のない施設整備等が行われることのないようにすること。

六、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援する上で、その心の問題に対応することが重要であることにかんがみ、子ども・若者に適切な医療又は療養を提供するための体制の整備に努めること。

七、二ート、不登校、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を含め、一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、次の社会の担い手として自立した社会生活を営むことができるよう、家庭をはじめ、学校、職域、地域が一体となつて、社会総がかりで育成支援に取り組むことができるようにするること。

八、子ども・若者の意見を尊重しつつ、その最善の利益を考慮するに当たっては、次世代の社会の担い手を育成し支援する視点に立つとともに、子ども・若者がその権利行使するに当たり、その発達しつつある能力に配慮し、その周知徹底に努めること。

<p>九、二ート、不登校、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援に当たっては、社会総がかりで育成支援を行うための互助・共助の考え方方に配慮しつつ、支援を受ける子ども・若者本人が自助の責任の自覚を損なわないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>右決議する。</p> <p>青少年総合対策推進法案</p> <p>右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。</p> <p>よつて国会法第八十三条により送付する。</p> <p>平成二十一年六月十九日</p> <p>衆議院議長 河野 洋平</p> <p>(小字及び は衆議院修正)</p>
<p>第一条 この法律は、<u>子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、青少年の基本理念、国及び地方公共団体の責務を定める法律</u>（以下「<u>青少年育成</u>」といふ。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務を定める法律（以下「<u>日本国憲法</u>」といふ。）に規定する子どもの権利に関する条約のつどり、子ども・若者及び児童の権利に関する条約のつどり、子ども・若者育成支援施策の実現に資するための施策を定めること。</p>

<p>第一章 青少年総合対策推進法案</p> <p>青少年総合対策推進法</p> <p>（小字及び は衆議院修正）</p> <p>目次</p> <p>第一回 総則（第一条～第六条）</p> <p>第二回 青少年総合対策（第七条～第十四条）</p> <p>第三回 青少年が自立した社会生活を○営むこと</p> <p>第四回 第五章 罰則（第三十一条～三十四条）</p> <p>第五回 第五章 罰則（第三十一～三十四条）</p>
--

<p>第一条 この法律は、前条に定める基本理念として行わなければならない。</p> <p>一、一人一人の青少年が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。</p> <p>二、子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別の取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。</p> <p>三、子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが最もよいとすること。</p> <p>四、○家庭、学校、職域、地域その他の社会の</p>
<p>五、青少年の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られる。</p> <p>六、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。</p> <p>七、修学及び就業のいずれもしていない青少年若者その他の子ども・若者であつて、自立した社会生活を○営むことでの困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、自助の責任を踏まえつつ、必要な支援を行うこと。</p>
<p>八、○青少年育成に關し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における青少年の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>九、○青少年育成に關し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における青少年の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>
<p>五、青少年の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られる。</p> <p>六、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。</p> <p>七、修学及び就業のいずれもしていない青少年若者その他の子ども・若者であつて、自立した社会生活を○営むことでの困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、自助の責任を踏まえつつ、必要な支援を行うこと。</p>
<p>八、○青少年育成に關し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における青少年の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>九、○青少年育成に關し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における青少年の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>

必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の青少年の状況及び政府が講じた青少年総合対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 青少年総合対策
(青少年総合対策の基本)

第七条 青少年総合対策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(青少年総合対策推進大綱)

第八条 青少年総合対策推進本部は、
「青少年総合対策推進大綱」というを作成しなければならない。

(成支援施策)

対策の推進を図るための大綱(以下「青少年総合対策推進大綱」という)を作成しなければならない。

(成支援施策)

青少年総合対策推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 青少年総合対策に関する基本的な方針
二 青少年総合対策として行う施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
ロ 青少年の健全な成長に資する良好な社会

環境の整備に関する事項

青少年総合対策推進法案

ハ 第二条第五号に規定する支援に関する事項

二 イからハまでに掲げるもののほか、青少年総合対策として行う施策に関する重

三 前号の施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 青少年育成に関する国民の理解の増進に関する事項

五 青少年総合対策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 青少年育成に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、青少年育成に関する事項

九 青少年総合対策推進本部は、第一項の規定により青少年総合対策推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

十 都道府県又は市町村は、都道府県青少年計画又は市町村青少年計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(青少年の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

十一 都道府県青少年計画は、自立した社会生活を

十二 地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介そ

十三 地方公共団体は、青少年育成に関する

十四 国は、青少年総合対策に関し、地方公

十五 地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介そ

十六 地方公共団体は、青少年育成に関する

十七 地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介そ

十八 地方公共団体は、青少年育成に関する

十九 地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介そ

二十 地方公共団体は、青少年育成に関する

二十一 地方公共団体は、青少年育成に関する

二十二 地方公共団体は、青少年育成に関する

う努めるものとする。

努めるものとする。

(子ども・若者)

(意見の反映)

(関係機関等による支援)

官報 (号外)

達した日以降の最初の三月三十一日を経過した者に限る。)に対する次に掲げる支援(以下○この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

一 社会生活への適応を促すために、関係機関等の施設、青少年の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、自立した社会生活を○営むことができるようにするための援助を行うこと。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条○に規定する青少年の状況を把握する

二 相互に連携を図るとともに、前条○に規定する青少年を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上で困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

一 社会生活への適応を促すために、関係機関等の施設、青少年の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、自立した社会生活を○営むことができるようにするための援助を行うこと。

(人材の養成等)

第十八条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的に

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第十九条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

一 前条○に規定する青少年の状況を把握する

2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

(調査研究の推進)

第十九条 地方公共団体の長は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り青少年自立支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

二 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

三 調整機関は、協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから、限り子ども・若者が指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

四 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第二号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから、限り子ども・若者が指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

二 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第二号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(秘密保持義務)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を行なうことができるよう努めるため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

二 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

二 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十五条 本部は、**子ども・若者育成支援**青少年総合対策推進本部

長、**子ども・若者育成支援**青少年総合対策推進副本部長及び**子ども・若者育成支援**青少年総合対策推進本部員をもつて組織する。

(青少年総合対策推進本部長)

第二十六条 本部の長は、**子ども・若者育成支援**青少年総合対策推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(青少年総合対策推進副本部長)

第二十七条 本部に、**子ども・若者育成支援**青少年総合対策推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するもののもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(青少年総合対策推進副本部員)

第二十八条 本部に、**子ども・若者育成支援**青少年総合対策推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第二十九条 本部は、その所掌事務を遂行するた

めに必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者とができる。

以外の者に對しても、必要な協力を依頼するこ

とができる。

(政令への委任)

第三十一条 第二十三条から前条までに定めるも

ののほか、本部の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 執則

第三十二条 第二十二条の規定に違反した者は、

一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 第二十二条の見出しを削り、同条第一項中「会議」を「青少年総合対策推進本部」に改め

法律第六号)第二十三条规定する青少年総合対策推進本部第三項において「本部」とい

う。」に、「定めなければならない」を「定め、及びその実施を推進するものとする」に改め、同

条第三項中「会議」を「本部」に改める。

第三十四条 第二十二条の見出しを削り、同条第一項中「会議」を「青少年総合対策推進本部」に改め

法律第六号)第二十三条规定する青少年総合対策推進本部第三項において「本部」とい

う。」に、「定めなければならない」を「定め、及びその実施を推進するものとする」に改め、同

条第三項中「会議」を「本部」に改める。

第三十五条 第二十二条の見出しを削り、同条第一項中「会議」を「青少年総合対策推進本部」に改め

法律第六号)第二十三条规定する青少年総合対策推進本部第三項において「本部」とい

う。」に、「定めなければならない」を「定め、及びその実施を推進するものとする」に改め、同

条第三項中「会議」を「本部」に改める。

きは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議等」を「基本計画」に改め

る。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 基本計画

第八条から第十一条までを次のように改め

る。

第八条 第八条から第十一条まで 削除

第十二条から第十二条まで 削除

第十二条の見出しを削り、同条第一項中「会議」を「青少年総合対策推進本部」に改め

法律第六号)第二十三条规定する青少年総合対策推進本部第三項において「本部」とい

う。」に、「定めなければならない」を「定め、及びその実施を推進するものとする」に改め、同

条第三項中「会議」を「本部」に改める。

第四条 第四条第三項第二十六号の二の次に次の二号を加える。

二十六の三 青少年総合対策推進法(平成二

十一年法律第六号)第八条第一項に規

定する青少年総合対策推進大綱の作成及び

推進に関すること。

第四条第三項第二十七号中「前号」を「前二号」

に改める。

第四十条 第四十条第三項の表中

インターネット青少年有害情	青少年が安全に安心してインターネット
青少年総合対策推進法	ネットを利用する環境の整備等に

に改める。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第八条第一項に規定するインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議が旧法第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画は、この法律の施行後は、本部が

前条の規定による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画とみなす。

前条の規定による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画とみなす。

前条の規定による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画とみなす。

官 報 (号 外)

投票者氏名

日程第一 平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度國稅收納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府關係機関決算書「是認する」と

投票者氏名

反対者氏名

水落	敏栄君	松村 龍二君	松山 政司君
矢野	哲朗君	丸川 珠代君	丸山 和也君
山本	順三君	山崎 正昭君	森 まさこ君
吉村	剛太郎君	脇 雅史君	山内 俊夫君
山田	俊男君	山谷えり子君	吉田 博美君
山本	一太君	魚住裕一郎君	山田 弘介君
加藤	修一君	草川 昭三君	荒木 清寛君
澤	雄二君	浜田 昌良君	浮島とも子君
谷合	正明君	山口那津男君	風間 裕君
西田	実仁君	弘友 和夫君	木庭健太郎君
白浜	一良君	香苗君	白浜 一良君
浜田	浜四津敏子君	渡辺 孝男君	西田 実仁君
山本	松	広幸君	山下 栄一君
山東	あきら君	新平君	山本 博司君
昭子君	秀央君	渡辺 康弘君	鰐淵 洋子君
		渡辺 秀央君	大江 康弘君
足立	信也君	相原久美子君	大河原雅子君
青木	愛君	浅尾慶一郎君	
家西	悟君	池口 修次君	
石井	一川 保夫君	一川 保夫君	
犬塚	岩本 司君	岩本 司君	
小川	梅村 聰君	梅村 聰君	
植松惠美子君			
源幸君			
正光君			

二三二

大久保 勉君
大島九州男君
岡崎トミ子君
加藤 敏幸君
川崎 金子 恵美君
龜井亞紀子君
喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
小林 正夫君
輿石 稔君
佐藤 公治君
櫻井 東君
芝 博一君
下田 敦子君
鈴木 陽悦君
田名部匡省君
高橋 千秋君
谷 博之君
千葉 景子君
津田弥太郎君
外山 斎君
轟木 利治君
中谷 智司君
内藤 友近
西岡 聰朗君
平田 正光君
長谷川憲正君
平山 幸司君
林 久美子君

大久保潔重君	大塚	耕平君
加賀谷	健君	
風間	直樹君	
神本美恵子君	川上	郁夫君
木俣	義博君	
北澤	俊美君	
郡司	彰君	
行田	邦子君	
今野	東君	
佐藤	泰介君	
自見庄三郎君	島田智哉子君	
島田智哉子君	了君	
主濱	寛君	
鈴木	康夫君	
田中	高嶋	
谷岡	良充君	
武内	則男君	
辻	郁子君	
徳永	泰弘君	
富岡由紀夫君	那谷屋正義君	
富岡由	長浜	
平野	直嶋	
白	羽田雄一郎君	
姫井由美子君	博行君	
平野	達男君	
広田	眞勲君	
一君		

賛成者氏名	青木 足立 愛君	相原久美子君 浅尾慶一郎君	藤末 健三君 藤原 正司君 舟山 康江君 前田 増子 松浦 松野 水戸 峰崎 峰崎 森 柳田 篠瀬 柳田 横峯 井上 米長 井上 榎士君 紙 智子君 大門 実紀史君 山下 芳生君 福島みづほ君 又市 征治君 糸数 慶子君 田中 直紀君	藤谷 光信君 輝彦君 将史君 信夫君 大悟君 直樹君 ゆうこ君 進君 稔君 良郎君 哲士君 吉川 沙織君 柳澤 光美君 山根 隆治君 森田 高君 室井 邦彦君	藤本 祐司君 藤原 良信君 前川 清成君 牧山ひろえ君 松岡 孝治君 円 より子君 水岡 俊一君 松岡 徹君	藤田 哲郎君 藤原 幸久君 前川 哲郎君 藤田 祐司君 藤原 良信君 前川 清成君 牧山ひろえ君 松岡 孝治君 円 より子君 水岡 俊一君 松岡 徹君
日程第一 平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書「委員長報告のとおり内閣に對し警告すること」	一一三一名					

家西	石井	一君	悟君
犬塚	直史君		
植松	恵美子君		
小川	勝也君		
大久保	勉君		
大石	正光君		
尾立	源幸君		
岡崎	トミ子君		
大島	九州男君		
亀井	亜紀子君		
金子	惠美君		
加藤	敏幸君		
川合	孝典君		
金子	恵美君		
亀井	亜紀子君		
川崎	稔君		
喜納	昌吉君		
工藤	堅太郎君		
小林	正夫君		
輿石	東君		
芝	博一君		
佐藤	公治君		
下田	敦子君		
櫻井	充君		
鈴木	陽悦君		
田名部	匡省君		
高橋	千秋君		
谷	博之君		
千葉	景子君		
津田	弥太郎君		
外山	斎君		
轟木	利治君		
友近	聰朗君		

池口	一川	修次君
岩本	保夫君	司君
梅村	聰君	
小川	敏夫君	
大石	尚子君	
大塚	耕平君	
大河原雅子君	大久保潔重君	
加賀谷	健君	
亀井	郁夫君	
川上	直樹君	
木俣	神本美恵子君	
北澤	俊美君	
郡司	義博君	
行田	佳丈君	
今野	彰君	
佐藤	東君	
自見庄三郎君	邦子君	
島田智哉子君	了君	
田中	康夫君	
鈴木	寛君	
谷岡	郁子君	
高嶋	良充君	
武内	則男君	
辻	泰弘君	
徳永	久志君	
富岡由紀夫君		
那谷屋正義君		

内藤 正光君
西岡 智司君
中谷 長谷川憲正君
林 久美子君
平田 健二君
平山 幸司君
藤末 健三君
藤谷 光信君
藤原 正司君
舟山 康江君
前田 武志君
松浦 大悟君
水戸 将史君
峰崎 直樹君
森 ゆうこ君
築瀬 進君
柳田 稔君
横峯 良郎君
米長 晴信君
井上 哲士君
紙 智子君
大門実紀史君
福島みづほ君
山下 芳生君
又市 征治君
糸数 美慶子君
田中 直紀君

直嶋 長浜 羽田雄一郎君 正行君 博行君
 姫井由美子君 平野 達男君 一君 一君
 広田 福山 藤田 幸久君 祐司君
 藤原 藤原 良信君 藤原 良信君
 前川 牧山ひろえ君 前川 清成君
 松岡 松井 孝治君 松岡 徹君
 円 水岡 俊一君 高君
 森田 室井 邦彦君
 山根 柳澤 光美君
 吉川 沙織君
 蓬 忠義君
 小池 舩君
 市田 聰平君
 近藤 正道君
 仁比 晃君
 川田 龍平君
 山内 德信君
 上 門君

反対者氏名	愛知	治郎君
石井 泉	浅野 勝人君	準一君
岩永 尾辻 岡田 加納 河合 岸	信也君	秀久君 宏一君
市川 泉	一朗君	廣君
島尻安伊子君	北川イツセイ君	時男君
小泉 昭男君	小泉	常則君
佐藤 正久君	佐藤	正久君
鈴木 政二君	伊達 忠一君	伊達 忠一君
鶴保 康介君	閑口 昌	閑口 昌
中川 義雄君	中山 恭子君	西島 英利君
長谷川大紋君	古川 芳正君	野村 哲郎君
松田 岩夫君	珠代君	珠代君
丸川 龍三君	敏栄君	哲朗君
水落 古川	俊治君	
矢野 松村		

秋元	司君	九七名
有村	治子君	
石井みどり君		
衛藤	景一君	
儀崎	陽輔君	
岩城	光英君	
岡田	直樹君	
川口	順子君	
小池	正勝君	
木村	仁君	
岸	信夫君	
加治屋義人君		
佐藤	昭郎君	
椎名	一保君	
末松	信介君	
世耕	弘成君	
田村耕太郎君		
谷川	秀善君	
中川	雅治君	
中村	博彦君	
二之湯	智君	
西田	昌司君	
藤井	聖子君	
橋本	孝男君	
南野知恵子君		
外添	要一君	
松村	祥史君	
松山	政司君	
丸山	和也君	
森	まさこ君	
山内	俊夫君	

賛成者氏名	日程第二 平成十九年度国 総計算書	正昭君 山谷えり子君 吉村剛太郎君 脇 雅史君 山本 順三君 山崎 正昭君 山谷えり子君 吉村剛太郎君 脇 雅史君 山本 順三君 河合 修一君 草川 昭三君 澤 雄二君 谷合 正明君 浜田 昌良君 澤 雄二君 弘友 和夫君 山口那津男君 浜田 昌良君 澤 雄二君 荒井 広幸君 松下 新平君 山本 香苗君 渡辺 孝男君 山東 昭子君 山東 昭子君 河合 修一君 岡田 勝人君 市川 浅野 石井 愛知 岩永 信也君 尾辻 準一君 市川 一朗君 岡田 浩美君 加納 秀久君 岡田 広君 河合 時男君 常則君
-------	-------------------------	--

山田	俊男君	山本	吉田
一太君	博美君		
義家	弘介君		
荒木	清寛君	浮島とも子君	
白浜	一良君		
西田	実仁君	木庭健太郎君	風間
浜四津敏子君		昶君	
山本	博司君		
鰐淵	洋子君		
大江	康弘君		
渡辺	秀央君		
有村	治子君		
石井	みどり君		
磯崎	陽輔君		
岩城	光英君		
岡田	直樹君		
川口	順子君		
木村	仁君		
加治屋義人君			

官 報 (号 外)

平成二十一年七月一日 参議院会議録第三十四号

投票者氏名

官報(号外)

平成二十一年七月一日 参議院会議録第三十四号

投票者氏名

秋元	蓮	吉川	高嶋	良充君
		谷岡	武内	則男君
		富岡由紀夫君	辻	泰弘君
		徳永	久志君	元子・マルティ君
		長浜	博行君	正行君
		羽田雄一郎君	白	眞勲君
		姫井由美子君	平野	達男君
		藤本祐司君	広田	一君
		藤原良信君	藤田	幸久君
		藤井哲郎君	福山	一君
		前川清成君	牧山	ひろえ君
		松岡徹君	水岡	俊一君
		松井孝治君	森田	邦彦君
		室井高君	柳澤	光美君
		森田高君	吉川	沙織君
		山根隆治君	蓮	舫君
		浅野愛知君	米長	勝人君
		勝人君	勝人君	勝人君

山本	浅野	愛知	吉田	有村
		勝人君	石井	治子君
		勝人君	泉	信也君
		勝人君	市川	準一君
		勝人君	岩永	浩美君
		勝人君	岡田	一朗君
		勝人君	岡田	直樹君
		勝人君	轟木	陽輔君
		勝人君	外山	斎君
		勝人君	千葉	景子君
		勝人君	津田弥太郎君	千秋君
		勝人君	谷	博之君
		勝人君	高橋	千秋君

山本	山本	吉田	吉田	吉田
		山田	山田	博美君
		山内	山内	義家君
		森	丸山	弘介君
		山	政司君	荒木君
		根	和也君	清寛君
		柳	柳	浮島とも子君
		澤	峰	風間君
		森	崎	起君
		田	松	木庭健太郎君
		井	野	西田君
		邦	前	浜四津敏子君
		彦	川	西田君
		君	中	西田君
			河	実仁君
			合	一良君
			澤	弘友君
			草川	昭三君
			加藤	修一君
			浜田	昌良君
			山口那津男君	大久保潔重君
			山本	岡崎トミ子君
			山本	大久保潔重君
			山下	尚子君
			佐藤	小川君
			佐藤	勝也君
			佐藤	源幸君
			佐藤	植松恵美子君
			佐藤	梅村君
			佐藤	聰君
			佐藤	敏夫君
			佐藤	悟君
			佐藤	一君
			佐藤	犬塚君
			佐藤	直史君
			佐藤	岩本君
			佐藤	司君
			佐藤	聰君

青木	足立	吉田	吉田	吉田
		山崎	山崎	博美君
		順三君	順三君	義家君
				弘介君
				荒木君
				清寛君
				浮島とも子君
				風間君
				起君
				木庭健太郎君
				西田君
				浜四津敏子君
				西田君
				実仁君
				一良君
				弘友君
				和夫君
				山口那津男君
				大久保潔重君
				岡崎トミ子君
				大久保潔重君
				尚子君
				小川君
				勝也君
				源幸君
				植松恵美子君
				梅村君
				聰君
				敏夫君
				悟君
				一君
				犬塚君
				直史君
				岩本君
				司君
				聰君

富岡由紀夫君	辻	吉田	吉田	吉田
		泰弘君	泰弘君	博美君
		徳永	徳永	義家君
		久志君	久志君	弘介君
				荒木君
				清寛君
				浮島とも子君
				風間君
				起君
				木庭健太郎君
				西田君
				浜四津敏子君
				西田君
				実仁君
				一良君
				弘友君
				和夫君
				山口那津男君
				大久保潔重君
				岡崎トミ子君
				大久保潔重君
				尚子君
				小川君
				勝也君
				源幸君
				植松恵美子君
				梅村君
				聰君
				敏夫君
				悟君
				一君
				犬塚君
				直史君
				岩本君
				司君
				聰君

官 報 (号 外)

平成二十一年七月一日 参議院会議録第三十四号

投票者氏名

官 報 (号 外)

る再質問主意書
水俣病発生の原因者であるチツソ株式会社(以下、「チツソ」という。)は、汚染者負担の原則による水俣病患者への補償等のため、国・熊本県、民間金融機関等から多くの金融支援を受けて今日に至っている。この間の国の措置等について質問主意書(第一七一回国会質問第一八一号)を提出したところ、今月五日に答弁書(内閣參賀一七一第一八一号)を受領した。しかし、この答弁書はまだ不十分であり、いくつもの疑問点が残っているので、再度、質問する。

一　政府は、「平成十二年度以降におけるチツソ株式会社に対する支援措置について」(平成十二年二月八日閣議了解)に基づき交付している国庫補助金は、熊本県による『患者県債』、『設備県債』及び『ヘドロ立替債』の償還に支障を来さぬよう、同県に対して交付しているものであ

再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

反対者氏名	五名
近藤	福島みづほ君
正道君	又市
潤上	征治君
貞雄君	山内
徳信君	渕上

三 仮に将来、チツソにおいて公的債務の返還が困難となつたときには、二〇〇〇（平成十二）年二月八日閣議了解の「平成十二年度以降におけるチツソ株式会社に対する支援措置について」の場合と同様に、国庫補助金分については、先ずチツソの熊本県ないし財團法人水俣・芦北地域振興財團への返済義務を免除し、その同額について同県から国への当該補助金の返還を不要とすることは可能か。

四 政府は、「水俣病対策について」（平成七年十二月十五日閣議了解に基づき熊本県に対しての要件及び手続きが求められるか。

二 一九九九年(平成十二年)三月末現在のチツソの公的債務は元金で約一千四百四十二億円、償還予定額で約三千三百八億円となっていると言わ
れているが、かかる公的債務はチツソが全額、返還すべきものであり、免除することは許され
ないという理解でよいか。それとも一部は返還
を予定していないということであるか。

三 仮に将来、チツソにおいて公的債務の返還が
困難となつたときには、二〇〇〇年(平成十二年)

り、チツソ株式会社に対し交付しているものではない」と答弁している。確かに形式的には国庫補助金は直接チツソに交付されているものではないが、実際には同県を通じてそのままチツソに貸し付けられている。

(号外) 報官

交付した国庫補助金については、『一時金』の支払後にチツソ株式会社の財務状況が悪化したことから、同社が『補償金』を支払うために必要な措置として、民間金融機関の債権放棄等を前提に、同県に相当の収益が生じたときには返還することとされた。当該補助金の返還を不要としたものである。国と同県との間には、当該補助金の返還に係る具体的な債権債務関係が存在していたわけではないことから、当該補助金の返還を不要としたことは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第八条の規定に違反するものではないと考えている。』と答弁している。

右答弁にある「相当な収益」とは具体的にどのような内容を示すものか。

五 チツソに対する抜本的金融支援措置として熊本県を経由して国庫補助金を支出するということは、本来、その返還は予定されていないといふことか、それとも本来、返還すべきものとう理解であるか。もしくは一定の条件成就のときには返還すべきであるという理解であれば、具体的にどのような条件を満たしたときに返還することになるのか明らかにされたい。また、一定の要件のもとに補助金の返還が予定されているとすれば、それは具体的な債権債務関係が存在することではないか。

右質問する。

平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出チツソに対する抜本的金融支援措置に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出チツソに対する抜本的金融支援措置に関する再質問に対する答弁書

平成二十一年度以降におけるチツソ株式会社に対する支援措置について(平成二十一年二月八日閣議了解に基づく国庫補助金(以下「本件補助金」という))を熊本県に交付しているのは、同県がチツソ株式会社(以下「チツソ」という)等への貸付金の返済を猶予することにより同県による「患者県債」、「設備県債」及び「ヘドロ立替債」(以下「水俣病対策地方債」という)の償還に支障が生じることを避けるためである。

二、三及び五について

チツソは、残余の公的債務の返済を行うとしていることから、当該債務の返済が困難となつたときの対応という仮定の御質問にお答えすることは差し控えたい。

このような状況の中で事業主都合(正社員の解雇・派遣労働者の派遣切りや有期雇用者の雇用期間満了による雇止め)による失業者が、経済的理由でそれまで入居していた住宅や社員寮からの退去を余儀なくされるなど住居喪失状態となり、大きな社会問題となっている。住まいを確保することは、仕事を確保する以前の最優先の問題であると考える。

このような状況を踏まえて以下質問する。

一、非正規雇用の拡大に伴うワーキングプア対策と貧困ゆえに居住が不安定になるハウジングブア(住まいの貧困)対策は、厚生労働省が所管する雇用政策と国土交通省が所管する住宅政策を一体的に運用する必要があると思うが、政府の見解を示されたい。また、現状はどのようになっているか示されたい。

(平成十二年七月二十八日付け環企企第三百二十七号)においては、熊本県は、返済を猶予していた水俣病対策地方債に係る貸付金がチツソ等から返済されたときは、本件補助金の額を限度として環境大臣が定める額を国に納付することとされている。

四について

お尋ねの「相当な収益」とは、チツソが財團法人水俣病問題解決支援財団からの借入金を完済し、それに伴い同財団が熊本県からの出資を同県に返済したとき等に、同県に生ずる収益のことと指すものである。

右質問する。

平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出チツソに対する抜本的金融支援措置に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

ハウジングプア対策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年六月十八日

藤末 健三

参議院議長 江田 五月殿

藤末 健三

ハウジングプア対策に関する質問主意書

今回の金融危機による失業者は毎月増加している。四月の完全失業率(季節調整値)は五・〇%となり、完全失業者数は三百四十六万人となつてゐる。一年前に比べ七十一万人増加して、完全失業者数は六か月連続で増加している。

このような状況の中で事業主都合(正社員の解雇・派遣労働者の派遣切りや有期雇用者の雇用期間満了による雇止め)による失業者が、経済的理由でそれまで入居していた住宅や社員寮からの退去を余儀なくされるなど住居喪失状態となり、大きな社会問題となっている。住まいを確保することは、仕事を確保する以前の最優先の問題であると考える。

このように状況を踏まえて以下質問する。

一、非正規雇用の拡大に伴うワーキングプア対策と貧困ゆえに居住が不安定になるハウジングブア(住まいの貧困)対策は、厚生労働省が所管する雇用政策と国土交通省が所管する住宅政策を

一について

参議院議員藤末健三君提出ハウジングプア対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出ハウジングプア対策に関する質問に対する答弁書

一について

解雇等に伴い社員寮等の住宅から退去を余儀なくされる者(以下「住居喪失離職者」という)については、雇用政策を所管する厚生労働省と住宅政策を所管する国土交通省とが密接に連携して対応すべきものと認識しており、既に、國

三、低所得者対策には公営住宅の拡充等が有効であるが、二〇〇七年度末で応募倍率は八・七倍

となつており、住居を追い出される人が増えている。その倍率は上昇していると推定される。一方で、民間賃貸住宅は余っていることから、所得や家族数に応じた住宅手当の支給を行はべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

土交通省において、地方公共団体が住居喪失離職者に公営住宅を使用させることができるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第百七十九号)第二十二条に規定する承認の手続を簡素化したところであり、厚生労働省において、公共職業安定所の職員が住居喪失離職者に公営住宅に関する情報を提供できるよう措置するとともに、住居喪失離職者の再就職に向けた住宅・生活支援の資金貸付けや住居喪失離職者に引き続き住居を提供する事業主への助成等を行つてきているところである。

二について

国土交通省としては、住居喪失離職者の賃貸住宅への入居の円滑化を図ることが重要であると認識しており、平成二十一年度第一次補正予算において、住居喪失離職者の世帯であつて世帯員が再就職すること等により賃料を支払うことができる見込みがあるものを高齢者居住安定基金を通じた家賃に係る債務保証制度の対象に加えたところである。

三について

厚生労働省としては、住居喪失離職者については、その早期の就労を促すために必要な支援を行うことが重要であると認識しており、平成二十一年度第一次補正予算において、原則として収入がないこと等一定の要件を満たす住居喪失離職者について、住宅手当を支給する住宅手当緊急特別措置事業(以下「本事業」という。)を実施することとしている。

本事業は、現下の厳しい雇用失業情勢に対応

し、「経済危機対策」(平成二十一年四月十日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)の一環として実施するものであり、今後の取扱いについては、その実施状況や雇用失業情勢の動向を踏まえて検討を行つてまいりたい。

五について

本事業による住宅手当の支給期間については、早期就労を促す観点から、六ヶ月としたものであり、この期間内に再就職が可能となるよう、他の施策と併せて支援を行つてしまりたい。

「個別事件」に関する国会答弁についての質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年六月十八日

前川 清成

参議院議長 江田 五月殿

「個別事件」を理由に国会審議を拒絶してしまつたならば、国会審議が成り立たないし、個別事件を離れて抽象論に終始するならば、国民生活の実態を反映しない、上滑りの観念論に陥つてしまつては、次の通り質問する。

一 「個別事件」とは何か。

二 「個別事件」に関しては、国會議員の審議権、質問権は及ばないのか。

あるから、答弁を差し控える」等と、「個別事件」であることを答弁拒絶の理由としてきた。例えば、最近でも今月十一日の法務委員会において、松野信夫議員が、防衛医大教授痴漢冤罪事件について質問したところ、森英介法務大臣は、「個別の事件のその結果について、私の法務大臣にされたい。

四について

三 「個別事件」でありながら、前記の通り、ある

きたい」と答え、また松野議員の「飯塚事件について検察はもう一度見直すのか」との質問に対しても、大野恒太郎法務省刑事局長も「個別事件についてはお答えを差し控えさせて頂いております」と答えている。

平成二十一年六月二十六日

参議院議員前川清成君提出「個別事件」に関する国会答弁についての質問に対する答弁書

参議院議員前川清成君提出「個別事件」に関する国会答弁についての質問に対する答弁書

参議院議員前川清成君提出「個別事件」に関する国会答弁についての質問に対する答弁書

一般に、議院において答弁を求められた事項について、合理的な理由がある場合には、答弁を差し控える旨の答弁をすることも許容されるものと考えているところ、個別の刑事件に関するお尋ねに対する答弁においては、憲法第七十六条、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第四十七条、同法第五十三条、刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十四号)等の趣旨を踏まえて対応しているところである。

時は答弁し、ある時は答弁を拒絶するのは何故か。答弁すべき場合と、答弁を拒絶すべき場合の判断基準を明らかにされたい。右質問する。

文化庁月報 二千部 二千四百十五部	土木技術資料 二千六百部 二千二百八十九部
月刊文化財 四千五百部 四千二百部	三について
リハビリテーション 三千五百部 三千三十一部	心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容とする低料第三種郵便物(以下「心身障害者用低料第三種郵便物」という。)の制度は、心身障害者の福祉の向上を目的とした、社会政策上重要な制度であり、今後とも存続していかなければならぬと考えている。
五部	料第三種郵便物とのことであるが、これにより、大滝ダムおよび滝沢ダムの総事業費が百四十五億円とのことであるが、これにより、大滝ダムおよび滝沢ダムの総事業費がそれぞれ何億円から何億円に増額されたのかを明らかにされたい。
十四部	八ツ場ダムの発電用導水路等に関する質問主意書
トやま労基 三千四十四部 二千七百四十七部	右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
山口労基 三九百部 三千三百四十四部	平成二十一年六月二十二日
生産・出荷・在庫指數速報 六百部 五百四部	参議院議長 江田 五月殿 大河原雅子
十部	八ツ場ダムの発電用導水路等に関する質問主意書
工業用水 千六百部 千三百三十四部	本年五月二十九日に「供用開始遅延ダムおよび八ツ場ダム等に関する質問主意書」を提出し、これに対して政府から六月九日に答弁書(内閣參賀一七第一八六号。以下「本答弁書」という。)が送付されたが、本答弁書には疑問点がいくつかあるので、それらについて再度質問を行う。また、八ツ場ダム事業はベールに包まれたまま進められている事業である。たとえば、最近報道されたハツ場ダム発電用導水路はその事業の意味、実現性、事業主体などが不明のものである。ハツ場ダムに関わるこれらの疑問点についても質問するので、真摯に答えられたい。なお、回答は誰もが分かる平易かつ明解な言葉で説明されたい。
発明 九千二百部 七千五百四十八部	付替国道の完成区間について
新都市 五千三百部 五千部	約六百メートルであるが、一方、平成二十一年二月六日付けの政府答弁書(内閣參賀一七第一九号)によれば、平成十九年度末で約六百メートルである。一年経つたにもかかわらず、付替国道の完成区間は増えている。その理由を明らかにされたい。
九州運輸局報 千四百五部 千三百七十九部	(二) 八ツ場ダム事業の水没予定地の居住戸数について
また、一について述べた刊行物のうち宅配便を利用しているものの発行部数及び有料発行部数について、各刊行物の発行元から聴取したところによると、次のとおりのことである。	(二) 八ツ場ダム事業の水没予定地の居住戸数について
学術的動向 四千五百部 千五百九部	平成二十一年度末における八ツ場ダム事業の水没予定地の居住戸数を地区別(川原畑、川原湯、林、横壁、長野原)に明らかにされた。
国際人流 三千部 二千五百十三部	(三) 八ツ場ダム事業の水没予定地以外の移転予定地の居住戸数について
産業と教育 四千部 三千四百二十二部	平成二十一年度末における八ツ場ダム事業の水没予定地以外の移転予定地の居住戸数を町別および地区別(川原畑、川原湯、林、横壁、長野原、東吾妻町)に明らかにされた。
経済産業統計 千百七十部 千四部	
商業販売統計月報 四百五十部 二百八十九部	
部	
化学工業統計月報 三百五十部 三百二十四部	
機械統計月報 四百部 三百九十五部	
資源・エネルギー統計月報 三百部 二百九十五部	
十五部	
いつとじゅつけん 七百部 五百四十部	
人と国土 21 七百三十部 五百八十七部	

外 報 (号)

3

特定多目的ダム法のかんがい用水の受益者負担金について

特定多目的ダムについては特定多目的ダム法第十条により、かんがい用水の受益者はダム建設費の一部を負担しなければならないとされているので、都道府県がその受益者負担金を肩代わりすることがあれば、同法に抵触することになる。このことについて「国土交通省としては、都道府県の条例で受益者負担金を免除することを定めた事例は承知していない」との答弁があつたが、特定多目的ダム法第十条の規定の趣旨は「都道府県が条例を定めてかんがい用水の受益者に負担させる」ことにあるのであつて、「条例で受益者負担金を免除すること」とは規定されておらず、本答弁は同条の規定から外れた答弁になつてゐる。都道府県が条例を定めて特定多目的ダムの建設費の一部をかんがい用水の受益者に負担させることを行つていらない場合、特定多目的ダム法に抵触することになるのではないかと考へられるが、このことについての見解をあらためて示されたい。

二 ハツ場ダムの発電用導水路に関する質問

今年五月二十七日付けの上毛新聞の一面に

「発電量確保へ前進 ハツ場ダムで東電と国土交通省 導水路建設を協議」という表題の記事が国土交通省関東地方整備局河川部のコメント付きで掲載された。このハツ場ダム発電用導水路計画案は内容が不透明のままであるので、それにについて以下のとおり質問する。

1 群馬県営のハツ場発電所から東京電力株式会社(以下「東電」という)の松谷発電所まで

の導水路を建設することになっているが、この導水路を建設する事業主体はどこか。

2 完成後の導水路はどこが所有し、どこが管理を行うのか。

3 新聞報道によれば、この導水路が完成すると、毎年数千万円の固定資産税が東吾妻町に支払われる見込みだとのことであるが、どこが固定資産税を払うのか。

4 この導水路の建設にはおよそどの程度の費用がかかる見通しか。

5 発電用導水路の建設はハツ場ダム建設事業の一部として行うものなのか。

6 県営ハツ場発電所は従属発電であつて、流量維持や利水補給などのためにダムから放流した水を発電にも使うものである。ハツ場ダムの計画ではダムから放流される水量は通常

は流量維持の毎秒二・四立方メートルだけとなるが、この二・四立方メートルは吾妻渓谷など、吾妻川の流量維持のために流すものであるから、東電の発電所に送ることはできないと考えられる。このことに関する国土交通省の見解を示されたい。

7 ハツ場ダムから毎秒二・四立方メートルを超える放流がある場合のみ、一定の範囲でハツ場発電所から導水路で東電の発電所に送水することが可能となるが、それがどの程度あるかが問題である。過去の流量データを用いたハツ場ダムの運用計算では、この導水路による送水量が平均で毎秒何立方メートルとなるのかを明らかにされたい。

8 現在の東電発電所は電力需要に合わせ、同時に川の流況を見ながら、運転を行つている

が、導水路を通して県営ハツ場発電所経由の水を使うとなると、あくまで従属発電であるから、松谷発電所とそれより下流にある東電の発電所は電力需要に合わせた運転ができないくなると考えられる。このことに関する国土交通省の見解を示されたい。

9 この導水路計画案はハツ場ダムの建設に伴う東電への減電補償額を減らすために考えられたものであると推察されるが、以上の点を踏まえると、この導水路計画案の実現性に疑問を持たざるを得ない。この実現性に関する国土交通省の見解を示されたい。

三 ハツ場ダムの国有資産等所在市町村交付金に関する質問

八ツ場ダムが完成した場合は国有資産等所在市町村交付金法(以下「市町村交付金法」という。)に基づき、ダム等の国有資産について固定資産税に相当する国有資産等所在市町村交付金(以下「市町村交付金」という。)が地元の町に交付されるとしている。これについても不明な点が多々あるので、以下のとおり質問する。

1 ハツ場ダムが完成した場合、市町村交付金はどこが支払うのか。市町村交付金法に基づいて支払う責任があるところをすべて明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年六月三十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員大河原雅子君提出ハツ場ダムの発電用導水路等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参考文献
参議院議員大河原雅子君提出ハツ場ダムの発電用導水路等に関する質問に対する答弁書

1 ハツ場ダムの(一)について
御指摘の「完成予定」が何を指すのか必ずしも明瞭ではないが、大滝ダムの試験湛水を開始した時点における大滝ダム建設事業の完成予定

2 ハツ場ダムが完成した場合、市町村交付金が交付されるのは長野原町のみか。

3 ハツ場ダムの場合、市町村交付金の基準額となるのは、建設事業費四千六百億円のうちの部分か。ダム構築物分(家屋および償却資産)と土地分のそれぞれについてその基準額の金額とその計算根拠を明らかにされた

い。

4 右記の基準額から、毎年の市町村交付金を求める計算手順を明らかにされたい。

5 ハツ場ダムが完成した場合、毎年の市町村交付金はいくらになるのか。ダム完成一年後、六年後、十一年後、十六年後、二十一年後のそれぞれの交付金額を計算した結果を示されたい。

6 市町村交付金が自治体に交付される場合、その自治体の地方交付税はどのような扱いになるのかを明らかにされたい。また、その自治体の基準財政需要額の算定において市町村交付金はどうに扱われるのかも明らかにされたい。同時にそれらに関する根拠規定も示されたい。

平成二十四年度である。また、滝沢ダムの試験湛水を開始した時点における滝沢ダム建設事業の完成予定年度は平成十九年度であり、現時点においては平成二十二年度である。なお、滝沢ダムについては、独立行政法人水資源機構に対する水資源開発事業交付金において滝沢ダムの管理業務に係る予算を平成二十年度から計上しており、同機構において施設の操作、維持、修繕その他の管理を実施していると聞いています。

一の1の〔〕について
大滝ダムの試験湛水を開始した時点において見込んでいた大滝ダム建設事業の全体事業費は約三千二百十億円であり、現時点においては御指摘の「約三百八億円」を含む約三千六百四十億円である。また、滝沢ダム建設事業の全体事業費は滝沢ダムの試験湛水を開始した時点から変更していない。

一の2の〔〕について
御指摘の「付替国道」は、平成二十二年度末までに工事の完了を予定しており、用地買収及び工事を順次進めているためである。
一の2の〔〕について
御指摘の「八ヶ場ダム事業の水没予定地」に居住している世帯数は、国土交通省が把握している限り、平成二十年度末現在、川原畑地区で十八世帯、川原湯地区で一世帯、横壁地区で五世帯、長野原地区で四世帯である。
一の2の〔〕について
八ヶ場ダム建設事業による移転の対象であり、かつ、御指摘の「八ヶ場ダム事業の水没予

定地以外の移転予定地」に居住している世帯数は、国土交通省が把握している限り、平成二十

年度末現在、川原畑地区で零世帯、川原湯地区で零世帯、林地区で八世帯、横壁地区で二世

帯、長野原地区で十五世帯、群馬県吾妻郡東吾妻町で五世帯である。

一の3について
前回答弁書(平成二十一年六月九日内閣参質一七一第一八六号)四の1についてでお答えしましたとおり、国土交通省としては、都道府県による受益者負担金の徴収状況について把握しておらず、御指摘の「都道府県が条例を定めて特定多目的ダムの建設費の一部をかんがい用水の受益者に負担させることを行っていない場合」が具体的にどのような状況であるのかについても把握していないため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

三の3から5までについて
御指摘の「市町村交付金の基準額」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、八ヶ場ダムに係る国有資産等所在市町村交付金法第三条第二項に規定する交付金算定標準額は、同法等の規定に基づき、八ヶ場ダムの用に供する土地の取得に要した費用の額等を用いて固定資産の価格を算定して求め、市町村交付金として交付すべき金額は、同法第三条第一項の規定に基づき、当該交付金算定標準額に百分の一・四を乗じて得た額となるが、これらの具体的な金額については、現時点では確定していない。

三の4について
各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条第二項の規定により、当該地方公共団体の基準財政需要額が基準財政收入額を超える額とされており、市町村交付金が交付される地方公共団体については、同法第十四条第一項及び第二項の規定により、当該所在市町村交付金法第三条第一項に規定する率の百分の七十五に相当する基準率をもって算定した市町村交付金の収入見込額を基準財政收入額に算入するものとされている。また、市町村交付金の交付は、当該地方公共団体の基準財政需要額の算定には影響しない。

交付することとなる。

三の2について
八ヶ場ダムに係る市町村交付金は、群馬県吾妻郡長野原町に交付することとなる。

三の2について
平成二十一年六月二十二日 川上 義博

三の3から5までについて
御指摘の「市町村交付金の基準額」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、八ヶ場ダムに

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
臓器移植関連施策に関する質問主意書
世界保健機関(WHO)の執行理事会は、平成二十一年一月二十六日に人の臓器と組織の移植に関し、総会で決議すべき案文を勧告した。また、平成十六年五月二十二日の総会決議を受け、人の臓器移植に関する指導指針の改訂作業が進められている。平成二十二年五月の総会では、決議案の採択と、指導指針の改訂が承認される見通しであると承知している。

参議院議長 江田 五月殿

臓器移植関連施策に関する質問主意書
平成二十一年一月二十六日 世界保健機関(WHO)の執行理事会は、平成二十一年一月二十六日に人の臓器と組織の移植に関し、総会で決議すべき案文を勧告した。また、平成十六年五月二十二日の総会決議を受け、人の臓器移植に関する指導指針の改訂作業が進められている。平成二十二年五月の総会では、決議案の採択と、指導指針の改訂が承認される見通しであると承知している。

川上 義博

一の2の〔〕について
年法律第八十二条号)第二条第一項及び第十二条の規定により、国土交通大臣が国有資産等所在市町村交付金(以下「市町村交付金」という。)を

国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一

各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条第二項の規定により、当該地方公共団体の基準財政需要額が基準財政收入額を超える額とされており、市町村交付金が交付される地方公共団体については、同法第十四条第一項及び第二項の規定により、当該所在市町村交付金法第三条第一項に規定する率の百分の七十五に相当する基準率をもって算定した市町村交付金の収入見込額を基準財政收入額に算入するものとされている。また、市町村交付金の交付は、当該地方公共団体の基準財政需要額の算定には影響しない。

一の2の〔〕について
八ヶ場ダム建設事業による移転の対象であり、かつ、御指摘の「八ヶ場ダム事業の水没予

策及び予算の概要について、以下のとおり質問する。
内施策の状況について、以下のとおり質問する。

一の2の〔〕について
御指摘の「八ヶ場ダムの発電用導水路」につい

ては、その建設が行われるか否かも含めて詳細

が決まっていないこと等から、お尋ねについて

お答えすることは困難であるが、いずれにして

も、渴水時にも安定的に一級河川利根川水系吾

妻川に維持流量を確保するため、八ヶ場ダムの

直下流において毎秒二・四立方メートルの流量

を確保する予定としている。

三の1について
国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一

年法律第八十二条号)第二条第一項及び第十二条の規定により、国土交通大臣が国有資産等所在市町村交付金(以下「市町村交付金」という。)を

交付することとなる。

三の2について
八ヶ場ダムに係る市町村交付金は、群馬県吾

妻郡長野原町に交付することとなる。

平成二十一年六月二十二日

川上 義博

効果を上げていると側聞している。この点、関係医療機関の理解・協力を得てドナー数を増加させるために、我が国ではどのような施策が講じられているのか。一部医療機関では心停止後も含めた腎臓提供についてドナー・アクション・プログラムも試みられていると聞くが、現在講じられているドナー增加のための施策の概要、予算額、ドナー・アクション・プログラムの導入の実績及び成果についてもそれぞれ示されたい。

二 膵器提供施設の増加策等について

臓器提供を行えるものとされている施設は平成二十年九月三十日現在で大学附属病院、救命救急センター等、いわゆる四類型の四百七十四施設とされているところ、脳死状態に陥った際に脳死下臓器提供をする旨の記載のある臓器提供意思表示カードを保持していた者の約半数が四類型以外の施設に搬送されたため、脳死下提供に結びつかなかつたと承知している。提供可能な施設数が増加する、あるいは提供可能な施設への迅速な連絡体制が完備することにより、提供数は大幅に増えることが見込まれると考えられる。現在の臓器提供施設の基準の検討状況について示されたい。基準を維持する場合は、その理由を明らかにされたい。また、臓器提供施設への連絡体制について、諸外国の例も含め、検討状況を示されたい。検討していない場合はその理由を明らかにされたい。

三 我が国における脳死の実態について

WHOの一連の方針では、国際的な臓器不足を反映し、特に死体ドナーからの臓器提供を最大化することが求められていると承知している

間何人程度と把握されているのか。把握されていないとすれば、脳死下臓器提供を推進する感じられているのか。一部医療機関では心停止後も含めた腎臓提供についてドナー・アクション・プログラムも試みられていると聞くが、現在講じられているドナー增加のための施策の概要、予算額、ドナー・アクション・プログラムの導入の実績及び成果についてもそれぞれ示されたい。

が、我が国における臨床的脳死者の発生数は年間何人程度と把握されているのか。把握されていないとすれば、脳死下臓器提供を推進する前と把握されているのか。年間発生総数、それぞれの原因疾患別の件数について示されたい。

四 脳死判定基準の検討状況について

参議院臓器の移植に関する特別委員会「臓器の移植に関する法律案に対する附帯決議」(平成九年六月十六日)では、政府に対し、「臓器摘出に係る法第六条第四項の厚生省令で定める判定基準については、臓器移植の実施状況を踏まえ、医学の進歩に応じて、常時検討を行うこと。」を求めているところであるが、判定基準の検証・検討状況について示されたい。検証が行われていない場合は、その理由を回答されたい。

五 脳死判定の補助検査について

臓器の移植に関する法律施行規則及びガイドラインにおいて、脳死判定の際には補助検査として聴性脳幹誘発反応をできるだけ実施することが奨励されていると承知しているが、実際の実施状況について、臓器の移植に関する法律施

行後の脳死下移植事例を示されたい。また、それぞれの事例について実施された、他の補助検査(脳血流検査等)についても、検査の概要及び実施状況を示されたい。

六 生体移植の規制について

我が国では国際的に比較しても生体移植に対する依存度が高いという実態があるところ、WHOの一連の方針では、生体ドナーの保護の観点からドナーとなりうる場合が成年の血縁者等に限定され、かつ、健康と福祉の保護が強調され、さらに諸手続の透明化、監視の観点が強調されていると側聞している。我が国における現在の生体移植の公的な規制は罰則のない厚生労働省ガイドラインによっていると承知しているが、ガイドラインによる規制でWHOの方針等に対応できると考えているのか。特にドナー保護を担保する施策も含め、今後の基本的な方向性について、考え方を示されたい。

七 いわゆる病気腎移植問題について

宇和島徳州会病院の事件を契機としていわゆる病気腎移植が社会問題化したが、いわゆる病気腎移植に対する政府の見解、対応策を示されたい。また、現在の同病院に対する保険適用の状況、病気腎を移植する場合の保険適用の状況について示された。

八 レンジメントのQOL(生活の質)について

移植を受けた者のその後の治療、生活の実態はほとんど知られていないところであるが、移植医療を推進し理解を深めるためにはその実態を明らかにする必要がある。移植を受けた後の健康状態、副作用の状況、就業状況、医療費の負担の実態について、移植された臓器別に実態

を示されたい。把握していない場合は、その理由について回答されたい。

九 移植医療の透明性の確保について

いわゆる移植ツーリズムや臓器売買等による臓器移植等の不正を根絶するためにも極めて重要な有効な手段である。WHOの一連の方針においても、透明性について、各国当局の連携、特に国際的な統一管理のために臓器等にコード番号を付与する方向であると承知している。我が国においては、透明性を確保するために從来どのような施策が講じられてきたのか、具体的に示されたい。また、今後は国際的な動きに対応してどのような対策を講じるのか、コード番号を付与することを含め、検討状況を回答されたい。検討していない場合はその理由について回答されたい。

十 臓器提供にかかる意思表示の要件について

臓器提供にかかる意思表示について、生前に臓器の摘出について承認する旨を述べていた場合、あるいは言明はないが拒否する理由もない場合に家族が代わりに承認するというオプト・イン(明示の同意)と呼ばれる仕組みと、生前に拒否の意思表示をしていない限りは同意が推定されるが家族に拒否権が認められるオプト・アウト(推定同意と呼ばれる仕組みがあり、拒否の意思を登録できるシステム等も整備されていると承知している。臓器移植医療が一般的である欧米諸国とは異なり、我が国では自らの死後の臓器提供について生前に何らかの形での意思を表示することはなお期待できず、家族等が本人の意思を忖度して判断する前提に欠け

てることを懸念する。今後我が国における意思表示の仕組みが変更された場合、政府としては本人の生前の意思を可及的に尊重するよう、どのような施策を講じる用意があるのか。

十一 小児臓器提供に向けた環境整備について

十五歳未満の小児からの臓器提供の実現に向けては、救える命は確実に救う小児救急体制の整備、小児の脳の可塑性に配慮した確実な脳死判定基準の設定、虐待児童からの臓器摘出の阻止、提供した後の家族の心理的なケア等、検討すべき課題が山積しているところである。それぞの課題に対して、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年六月三十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員川上義博君提出臓器移植関連施策に関する質問に対する答弁書

参議院議員川上義博君提出臓器移植関連施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川上義博君提出臓器移植関連施策に関する質問に対する答弁書

一について

現在、社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）及び都道府県において、医療従事者も対象として、適正な移植医療を推進するための普及啓発活動を行っているところであるが、政府としては、これらの活動に対して助成を行つてあるところである。平成二十一年度においては、ネットワークに対する助成に要する経費として、四千二百三十三万

五千円を予算に計上するとともに、都道府県に對しては、二億二千二百七十九万七千円の地方交付税措置を講じているところである。

また、お尋ねのドナー・アクション・プログ

ラムについては、「臓器移植の社会的基盤に関する研究」（平成二十年度厚生労働科学研究費補助金免疫アレルギー疾患等予防・治療研究事業）において、二十四の医療機関で導入され、現在、臓器提供希望者の意思を尊重できるシステムの構築等に係る研究が行われているところである。

二について

御指摘の臓器提供施設の基準については、現在、国会において、議員立法として提案された臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案が審議されているところであり、その結果も踏まえ、必要に応じ、検討してまいりたい。

また、お尋ねの「臓器提供施設への連絡体制」の意味するところが必ずしも明らかでないが、それが臓器提供施設への搬送を意味するのであれば、患者の安全性を確保する観点から、臓器提供施設マニュアルにおいて、原則として、脳死状態に陥った患者を臓器提供施設へ搬送することは、控えるべきであるとされてい

る。これについては、平成十六年に、臓器提供施設の在り方についての検討を行う際の参考として、関係者の意見を聞いたところ、日本脳神経外科学会から、「患者の呼吸及び循環状態が極度に悪化しているため、搬送途中での管理は困難であり、脳死状態に陥った患者の提供施設への搬送は不可能に近い」という趣旨の意見が提出されたこともあり、厚生労働省としては、

当該マニュアルの考え方を維持することとしたところである。なお、お尋ねの「臓器提供施設への連絡体制」に係る諸外国の例については、把握していない。

三について

お尋ねの臨床的脳死者の年間発生件数については、脳死の発生率を全死亡の約〇・四パーセントとする報告があり、また、「平成二十年人口動態統計月報年計（概数）」によると、平成二十年の全死亡者数は約百十四万人となつていてことから、これらを基に推計すると四千六百件程度となる。

また、お尋ねの原因疾患別の件数については、「脳死に関する研究班」（昭和五十九年度厚生科学研究費特別研究事業）の報告書によれば、主な脳死の原因疾患別の割合は、脳血管障害が六十四・九パーセント、頭部外傷が十八・一パーセント、脳腫瘍が六・一パーセントとなつており、これと臨床的脳死者の推計年間発生件数の約四千六百件を掛け合わせて算出する

と、脳血管障害が二千九百八十件程度、頭部外傷が八百三十件程度、脳腫瘍が二百八十件程度となる。

また、補助検査については、ガイドライン上

は、脳死判定結果についての家族等の理解促進を図る手段としての意義が認められるとしており、脳死判定の医学的妥当性を補完することを目的として、これを義務化することは考えていない。

また、補助検査については、ガイドライン上は、脳死判定結果についての家族等の理解促進を図る手段としての意義が認められるとしており、脳死判定の医学的妥当性を補完することを目的として、これを義務化することは考えていない。

四について

お尋ねの脳死判定基準については、これまでに開催された「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」（以下「検証会議」という。）において、検証会議においては、医療従事者も対象として、適正な移植医療を推進するための普及啓発活動を行つてゐるところであるが、政府としては、これらの活動に対し助成を行つてあるところである。平成二十一年度においては、ネットワークに対する助成に要する経費として、四千二百三十三万

提出されたこともあり、厚生労働省としては、

検証会議における検証結果については、臓器提供者の家族の同意が得られた場合に公表して

いるところであり、お尋ねの聴性脳幹誘発反応を確認する検査の実施状況についても当該公表に係るもののみについてお答えすることとしたいが、検証結果が公表されている三十四件のうち、当該検査が実施されたのは三十二件である。補助検査については、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の制定について（平成九年十月八日付け健医発第一三二九号厚生省保健医療局長通知（以下「ガイドライン」という。）において、聴性脳幹誘発反応を確認する検査のみが記載されているところ、その他の補助検査の実施状況については、特段把握していない。

また、補助検査については、ガイドライン上

は、脳死判定結果についての家族等の理解促進を図る手段としての意義が認められるとしており、脳死判定の医学的妥当性を補完することを目的として、これを義務化することは考えていない。

六について

厚生労働省としては、適正な臓器移植の実施を図るために、平成十九年七月にガイドラインを改正し、生体からの臓器移植はやむを得ない場合に例外として実施されることであること、臓器提供の任意性を確保するため、提供者の自由意思を適切に確認することなど生体移植に関する事項を定めたところである。また、「日本移植学会倫理指針」においても、臓器提供者については、六親等内の血族、配偶者と三親等内の姻族に限定すること、これらの親族に該当しない場合においては、医療機関の倫理委員会において、症例ごとに個別に認証を受けること等が

定められており、これらに基づいて、生体からの臓器移植が適切に実施されているものと認識している。生体移植に関する規制の在り方については、世界保健機関における「ヒト臓器移植に関する指針」の見直しの議論など、今後の国際的な動向も踏まえつつ、必要に応じ、検討してまいりたい。

七について

いわゆる病腎移植については、平成十九年七月にガイドラインを改正し、医学・医療の専門家において一般的に受け入れられた科学的原則に従い、有効性及び安全性が予測されるときの臨床研究として行う場合を除き、これを行つてはならないこととしている。

また、現在、宇島徳洲会病院は、保険医療機関として指定されているが、いわゆる病腎移植については、医療保険の適用対象とはなつていらない。

八について

厚生労働省としては、お尋ねの実態についていは、「臓器の移植に関する法律案に対する附帯決議」(平成九年六月十六日参議院臓器の移植に関する特別委員会)において「移植医療について国民の理解を深めるため、臓器移植の実施状況、移植結果等(臓器配分の公平性の状況を把握するための調査の結果を含む。)について、毎年、国会に報告書を提出すること」とされていることを踏まえ、臓器移植の実施状況、移植結果等について、ネットワークの協力を得つつ、把握に努めているところである。平成二十年の報告では、例えば、五年後の生存率及び生着率は、それぞれ、心臓移植が九十二・八パーセン

ト及び九十二・八パーセント、肺移植が六十・〇パーセント及び六十・〇パーセント、肝臓移植が七十二・六パーセント及び七十二・六パーセント、腎臓移植が八十九・一パーセント及び七十一・九パーセント、臍臓移植が九十七・三パーセント及び七十九・九パーセントとなつている。その他のお尋ねの点については、ネットワークにおいても、その詳細を把握しておらず、お答えすることは困難である。

九について

厚生労働省としては、移植医療の透明性を確保するため、検証会議において、脳死下での臓器提供事例について、臓器提供に係る手続等を検証し、その検証結果については、臓器提供者の家族の同意が得られた場合に公表しているところである。

また、移植医療の透明性の確保については、
「臓器移植の社会的基盤に関する研究」(平成二
十年度厚生労働科学研究費補助金免疫アレル
ギー疾患等予防・治療研究事業において、組

合衆国軍隊構成員等の犯罪に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年六月二十二日

参考議院議長 江田 五月殿

糸数 寿子

合衆国軍隊構成員等の犯罪に関する再質問主意書

法務省が公開した検察統計資料「合衆国軍隊構成員等犯罪事件人員調」(以下、「法務省検察統計」という。)を基に、合衆国軍隊構成員等の犯罪に関する質した私の質問主意書に対する政府からの答弁書(内閣參質一七一二〇三号)を受領した。

政府答弁書は、「自動車等による業務上(重)過失致死傷」と、「道路交通法違反」における「略式命令請求」の罰金又は科料が個々の事件において明らかにされ、その納付の有無等が明確でなければ、單なる数字上の処理である。どのようにして法の執行状況を確認するのか、法務省の見解を示されたい。すべての件数において罰金が納付され、科料が科せられ、適切に処理されているというのであれば、その根拠を示されたい。

四 沖縄県警察は、交通反則切符による処理件数を明らかにし、交通切符により処理したものはない、としているが、法務省検察統計との整合性を欠くため、改めて交通反則切符の処理件数のうち、交通切符に相当し、地検へ通知する「交通違反通告書」の件数を明らかにされたい。

十及び十一について

お尋ねの点については、現在、国会において、議員立法で提案された臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案が審議されているところであり、その結果も踏まえ、必要に応じ、検討してまいりたい。

同十五年に六十一件、同十六年に六十九件、同十七年に四十件、同十八年に九十六件、同十九年に二十九件、同二十年に十八件となつて年間に二十九件、同二十年に十八件となつている。そのうち法務省が把握している罰金の額と納付の有無(件数)を明らかにされたい。また、罰金を納めないと等による収監の有無と、その件数を明らかにされたい。

二 法務省検察統計の「道路交通法違反」における「略式命令請求」は、平成十三年に百五十三件、同十四年に百七十八件、同十五年に二百七十一件、同十六年に二百七十一件、同十七年に二百六十二件、同十八年に三百四十五件、同十九年に三百八十三件、同二十年に百九十八件となつているが、これらの件数のうち法務省が把握している罰金の額と納付の有無(件数)を明らかにされたい。また、罰金を納めないと等による収監の有無と、その件数を明らかにされたい。

同十五年に六十一件、同十六年に六十九件、同十七年に四十件、同十八年に九十六件、同十九年に二十九件、同二十年に十八件となつている。そのうち法務省が把握している罰金の額と納付の有無(件数)を明らかにされたい。また、罰金を納めないと等による収監の有無と、その件数を明らかにされたい。

三 「自動車等による業務上(重)過失致死傷」と、「道路交通法違反」における「略式命令請求」の罰金又は科料が個々の事件において明らかにされ、その納付の有無等が明確でなければ、單なる数字上の処理である。どのようにして法の執

一 法務省検察統計の「自動車等による業務上(重)過失致死傷」における「略式命令請求」は、平成十三年に二十七件、同十四年に四十一件、

(号外)

官 報

- 五 「交通違反通告書」の記載内容を明らかにされたい。具体的には氏名、年齢、性別、住所又は所属部隊等が明記され、事故の発生日時、場所、事故原因等が記されたうえ、検察への出頭日時、又は簡易裁判所(交通裁判所)への出頭日時等が記されていると思料するが、記載されている項目をすべて示されたい。
- 六 沖縄県警察が把握している反則金の件数及び額と納付件数、納付額を明らかにし、納付率を示されたい。

- 右質問する。
- 平成二十一年六月三十日
- | | |
|--------------|--------------|
| 内閣総理大臣 麻生 太郎 | 参議院議長 江田 五月殿 |
|--------------|--------------|
- 参議院議員糸数慶子君提出合衆国軍隊構成員等の犯罪に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

- 参議院議員糸数慶子君提出合衆国軍隊構成員等の犯罪に関する再質問に対する答弁書
- 一から三までについて
- お尋ねの「法務省検察統計」に計上された「自動車等による業務上(重)過失致死傷」及び「道路交通法違反」において「略式命令請求」が行われた事件における個別の罰金額等については、前回答弁書(平成二十一年六月十九日内閣参質一七一第二〇三号。以下「前回答弁書」という。)五についてでお答えしたとおり、いずれも把握しておりおらず、お答えすることはできないが、検察科料刑を含む刑罰の適正な執行に努めているも

のと承知している。また、法務省としては、各検察庁において各年度ごとに執行した罰金刑及び科料刑の件数、金額等について、集計した結果を公表しているところである。

- 沖縄県警察によると、合衆国軍隊の構成員又は軍属による道路交通法違反事件のうち、道路

- 交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百二十五

- 条第一項に規定する反則行為に当たるものについては、その者の居所又は氏名が明らかでないとき等を除き、同法第百二十六条第一項に規定するいわゆる交通反則切符により処理し、反則行為以外の道路交通法違反行為で罰則が設けられているものについては、検察庁に送致すると

- ともに、当該違反をした者に対していわゆる交通違反通告書を交付することとしているので、お尋ねのようにいわゆる交通反則切符により処理したものをお尋ねのようないわゆる交通違反通告書により検察庁に通知することはないとのことである。

- なお、沖縄県警察によると、沖縄県において、平成十三年から平成二十年までの各年におけるいわゆる交通反則切符により処理した件数(以下「処理件数」という)、反則金が納付され、又は反則金に相当する金額が仮納付された件数(以下「反則金の納付件数」という)、納付された反則

- 金及び仮納付された反則金に相当する金額の総額(以下「反則金の納付総額」という)及び当該各年における反則金の納付件数を処理件数で除して得た率(以下「納付率」という。)について

- は、把握している範囲では、次のとおりとのことである。また、いわゆる交通反則切符により処理した事件ごとに通告した納付すべき反則金又は告知した反則行為の種別に係る反則金に相当する金額を合算したものは把握していないことである。

- 平成十三年 处理件数 四万八千四百五十八

- 件 平成十四年 处理件数 四万八千四百六十三

- 件 平成十五年 处理件数 五万四千九百六十件

- 件 平成十六年 处理件数 六万八千三百五十五件

- 件 平成十七年 处理件数 六万六千四百八十件

- 件 反則金の納付件数 六万七千四百七件 反

告書に記載することとされている項目は、「氏名」、「性別」、「生年月日」、「階級」、「社会保障番号」、「所属部隊、住居」、「国籍」、「運転免許証番号」、「交付年月日」、「車両番号」、「車両番号」、「違反年月日」、「時」、「場所」、「違反種別及び罰条」、「違反事実」及び「現認した警察官の所属署名及び係氏名」とのことである。

- 沖縄県警察によると、沖縄県において、平成十三年から平成二十年までの各年におけるいわゆる交通反則切符により処理した件数(以下「処理件数」という)、反則金が納付され、又は反則金に相当する金額が仮納付された件数(以下「反則金の納付件数」という)、納付された反則

- 金の納付総額 四億四千六百二十九万八千八百八十九円 納付率 約九十九パーセント

- 反則金の納付件数 五万五千五百五十三件 反則金の納付総額 五億八千四百四十二万二千九百円 納付率 約百パーセント

- 反則金の納付件数 五万二千八十九件 反則金の納付総額 五億二千八十九万二千九百円 納付率 約百パーセント

- 反則金の納付件数 四万九千二百八十九件 反則金の納付総額 四億二千四百四十三万九千四百円 納付率 約百一パーセント

- 反則金の納付件数 四万九千八百八十件 反則金の納付総額 四億二千四百四十三万九千四百円 納付率 約百一パーセント

- 反則金の納付件数 四万九千二百八十九件 反則金の納付総額 四億二千四百四十三万九千四百円 納付率 約百一パーセント

五について

ある。

沖縄県警察によると、いわゆる交通違反通

平成二十一年六月二十二日

参議院議長 江田 五月殿

松野 信夫

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年六月二十二日

参議院議長 江田 五月殿

松野 信夫

右の質問主意書に対する帰国支援金等に関する

再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提

出する。

(十四)年に提訴された水俣病第一次訴訟以降、多くの裁判や、今日、熊本地方裁判所で係争中のノーモア・ミナマタ国賠訴訟においても、病像が大きな争点となっている。一方、この間、環境庁及び環境省は、多くの医学的・法学的課題について様々な学者・研究者らに調査・研究を委嘱してきた。しかし、これらの調査・研究の実施及びその成果については、これまで必ずしも国民に明らかにされてきたわけではない。

そこで、こうした調査・研究成果、費用対効果等を検証するため、以下のとおり質問する。

一 水俣病問題に關し、国費を使って調査・研究がなされた以上、その成果は国民に還元されるべきであり、医学的、法学的、社会学的にどのような調査・研究がどの期間になされ、どの程度の費用でどのような成果を上げているか明らかにされるべきであると考えるが、政府はどのように考へておられるか。

二 国から水俣病に係る調査・研究に関する資金の提供(費用)を受けた学者・研究者らは、水俣病認定審査会、審議会の委員、水俣病国家賠償請求訴訟で国側申請の証人になつた者が多数あるのに対し、逆に被害者側申請の証人になつた者は皆無ではないかと思われるが、政府も同様の認識であるか。もしそうだとすると、国から水俣病研究を委託された者には偏りがあるのではないかと思われるがどうか。

三 水俣病研究のうち法学的分野においてはいわゆる「水俣病裁判における法的問題に関する研究」という分野があり、加藤一郎(東京大学名譽教授)らが委託研究を行つていると聞いているが、そのとおりか。名称が異なる場合は正しい名称

と、委託研究を行つた学者・研究者らの名前と当時の肩書きを明らかにされたい。

万八千百円、平成二十一年度が六千七百十九万五千三百三円である。

四 いわゆる「水俣病裁判における法的問題に関する研究」は、いつからいつまでどのような内容の研究が誰によって委託費いくらで行われていたかを、行つた各年度ごとに明らかにされたい。また、こうした研究がどのように水俣病行政に生かされたかをもあわせて明らかにされた

い。さらに、報告書等の成果物の存否及びこうした成果物の保管状況を明らかにされたい。もし成果物がないとすればその理由、仮に廃棄したというのであれば、いつ、どのような理由から廃棄したのかを明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年六月三十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出水俣病研究に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出水俣病研究に関する質問に対する答弁書

一について

旧環境庁及び環境省が行つた水俣病に係る調査研究については、それぞれの調査研究の目的、内容等にかんがみ、適任と思料される専門家に参加を求めてきているところである。

三及び四について

御指摘の研究に相当するものと考えられる水俣病訴訟等に関する研究の実施年度、当該研究の名称、当該研究の委託先並びに当該研究に参加した学者・研究者の氏名(五十音順)及び当時の肩書きは以下のとおりである。なお、これらの研究に係る委託費の金額及び平成五年度の事実関係については、関係文書が保存期間を満了し保存されていないため、お答えすることは困難である。

昭和六十三年度 水俣病訴訟の判例研究 人間環境問題研究会 浅野直人(福岡大学法学部教授)、加藤一郎(成城学園長、東京大学名譽教授)、新美育文(新美育文(明治大学法学部教授)、野村好弘(東京都立大学法学部教授)、橋本道夫(財團法人国際湖沼環境委員会副理事長)、森嶋昭夫(名古屋大学法学部教授)

平成四年度 水俣病対策及び訴訟に関する法的、制度的諸問題の研究 人間環境問題研究会 浅野直人(福岡大学法学部教授)、宇都宮深志(東海大学政経学部教授)、大塚直(学習院大学法学部教授)、小賀野晶一(秋田大学教育学部助教授)、加藤一郎(成城学園長、東京大学名譽教授)、小早川光郎(東京大学法学部教授)、野村好弘(東京都立大学法学部教授)、橋本道夫(財團法人国際湖沼環境委員会副理事長)、森嶋昭夫(名古屋大学法学部教授)

平成三年度 水俣病対策及び訴訟に関する法的、制度的諸問題の研究 人間環境問題研究会 浅野直人(福岡大学法学部教授)、加藤一郎(成城学園長、東京大学名譽教授)、新美育文(明治大学法学部教授)、野村好弘(東京都立大学法学部教授)、橋本道夫(財團法人国際湖沼環境委員会副理事長)、森嶋昭夫(名古屋大学法学部教授)

平成二年度 水俣病対策及び訴訟に関する法的、制度的諸問題の研究 人間環境問題研究会 浅野直人(福岡大学法学部教授)、加藤一郎(成城学園長、東京大学名譽教授)、新美育文(明治大学法学部教授)、野村好弘(東京都立大学法学部教授)、橋本道夫(財團法人国際湖沼環境委員会副理事長)、森嶋昭夫(名古屋大学法学部教授)

平成二年度 水俣病対策及び訴訟に関する法的、制度的諸問題の研究 人間環境問題研究会 浅野直人(福岡大学法学部教授)、加藤一郎(成城学園長、東京大学名譽教授)、新美育文(明治大学法学部教授)、野村好弘(東京都立大学法学部教授)、橋本道夫(財團法人国際湖沼環境委員会副理事長)、森嶋昭夫(名古屋大学法学部教授)

平成二年六月三十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出水俣病研究に関する質問に対する答弁書

一について

旧環境庁及び環境省が行つた水俣病に係る調査研究の報告書については、原則として公開しているところである。また、関係会計文書が保存されている平成十六年度以降の各年度における水俣病に係る調査研究の費用の合計額は、平成十六年度が一億三百六十五万九千円、平成十七年度が一億九十三万円、平成十八年度が六千七百万円、平成十九年度が九千九百二十四

官報 (号外)

部教授)、小賀野晶一(秋田大学教育学部助教授)、加藤一郎(成城学園長、東京大学名譽教授)、小早川光郎(東京大学法学部教授)、新美育文(明治大学法学部教授)、野村好弘(東京都立大学法学部教授)、森嶽昭夫(名古屋大学法学部教授)、柳憲一郎(明海大学不動産学部助教授)

平成七年度 水俣病対策及び訴訟に関する法的、制度的諸問題の研究 人間環境問題研究会 浅野直人(福岡大学法学部教授)、阿部満(駿河台大学法学部専任講師)、宇都宮深志(東海大学政経学部教授)、大塚直(学習院大学法学部教授)、小賀野晶一(秋田大学教育学部助教授)、加藤一郎(成城学園名譽学園長、東京大学名譽教授)、小早川光郎(東京大学法学部教授)、新美育文(明治大学法学部教授)、野村好弘(東京都立大学法学部教授)、橋本道夫(社団法人海外環境協力センター理事長)、森嶽昭夫(上智大学法学部教授)、柳憲一郎(明海大学不動産学部助教授)

平成十年度 水俣病対策及び訴訟に関する法的、制度的諸問題の研究 人間環境問題研究会 浅野直人(福岡大学法学部教授)、阿部満(駿河台大学法学部講師)、宇都宮深志(東海大学政経学部教授)、大塚直(学習院大学法学部教授)、小賀野晶一(秋田大学教育学部助教授)、加藤一郎(成城学園名譽学園長、東京大学名譽教授)、小早川光郎(東京大学法学部教授)、新美育文(明治大学法学部教授)、野村好弘(東京都立大学法学部教授)、橋本道夫(社団法人海外環境協力センター理事長)、森嶽昭夫(上智大学法学部教授)、柳憲一郎(明海大学不動産学部助教授)

平成十一年度 水銀汚染対策に関する法的、制度的諸問題等の研究 財團法人日本公衆衛生協会 浅野直人(福岡大学法学部教授)、阿部満(早稲田大学法学部教授)、高橋滋(一橋大学法学部教授)、新美育文(明治大学法学部教授)、松村弓彦(明治大学法学部教授)、森嶽昭夫(財團法人地域環境戦略研究機構理事長)、柳憲一郎(明海大学不動産学部教授)

平成十三年度 水銀汚染対策に関する法的、制度的諸問題等の研究 財團法人日本公衆衛生協会 浅野直人(福岡大学法学部教授)、大塚直(早稲田大学法学部教授)、高橋滋(一橋大学法学部教授)、新美育文(明治大学法学部教授)、松村弓彦(明治大学法学部教授)、森嶽昭夫(財團法人地域環境戦略研究機構理事長)、柳憲一郎(明海大学不動産学部教授)

平成十四年度 水銀汚染対策に関する法的、制度的諸問題等の研究 財團法人日本公衆衛生協会 浅野直人(福岡大学法学部教授)、大塚直(早稲田大学法学部教授)、新美育文(明治大学法学部教授)、松村弓彦(明治大学法学部教授)、柳憲一郎(明海大学不動産学部教授)、山田洋(一橋大学法学部教授)

これらの研究で得られた成果については、水俣病関連行政に広く活用されているところである。また、これらの研究の報告書は、環境省図書館等に保管されている。

動産学部助教授)

平成九年度 水俣病対策及び訴訟に関する法的、制度的諸問題の研究 人間環境問題研究会 浅野直人(福岡大学法学部教授)、阿部満(駿河台大学法学部専任講師)、宇都宮深志(東海大学政経学部教授)、大塚直(学習院大学法学部教授)、小賀野晶一(秋田大学教育学部助教授)、加藤一郎(成城学園名譽学園長、東京大学名譽教授)、柳憲一郎(明海大学不動産学部教授)

(明治大学法学部教授)、松村弓彦(明治大学法学部教授)、柳憲一郎(明海大学不動産学部教授)、朝賀広伸(明海大学大学院不動産学研究科博士課程)、浅野直人(福岡大学法学部教授)、大塚直(学習院大学法学部教授)、下田大介(福岡大学大学院法学研究科博士課程)、高橋滋(一橋大学法学部教授)、新美育文(明治大学法学部教授)、松村弓彦(明治大学法学部教授)、森嶽昭夫(財團法人地域環境戦略研究機構理事長)、柳憲一郎(明海大学不動産学部教授)

(明治大学法学部教授)、松村弓彦(明治大学法学部教授)、柳憲一郎(明海大学不動産学部教授)

平成十二年度 水銀汚染対策に関する法的、制度的諸問題等の研究 財團法人日本公衆衛生協会 朝賀広伸(明海大学大学院不動産学研究科博士課程)、浅野直人(福岡大学法学部教授)、大塚直(学習院大学法学部教授)、下田大介(福岡大学大学院法学研究科博士課程)、高橋滋(一橋大学法学部教授)、新美育文(明治大学法学部教授)、松村弓彦(明治大学法学部教授)、森嶽昭夫(財團法人地域環境戦略研究機構理事長)、柳憲一郎(明海大学不動産学部教授)

(明治大学法学部教授)、松村弓彦(明治大学法学部教授)、柳憲一郎(明海大学不動産学部教授)

官 報 (号外)

第明治三十五年三月三十日可日

平成二十一年七月一日 參議院會議錄第三十四号

発行所
二東京 独立番四都〇五 行政港區一八 法人虎ノ四門四 國立印門二五 印刷局丁目
電話
03 (3587) 4294
定 備
本号一部 (本体 二二〇円)